

第20回通常総会 招集ご通知

2025年5月21日

電力広域的運営推進機関

2025年5月21日

会 員 各 位

東京都江東区豊洲六丁目2番15号
電力広域的運営推進機関
理 事 長 大 山 力

第20回通常総会招集ご通知

拝啓 時下益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、本機関の第20回通常総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本総会は、ご来場を前提としない形で開催し、インターネット中継を行いますので、ご理解とご協力のほどお願い申し上げます。

なお、本通知後、議案への質問等を受け付け、事前または総会当日に可能な限り回答いたします。

議決権を保有している会員の皆様におかれましては、別添総会参考書類をご覧いただき、**2025年6月16日（月曜日）17時40分までに、会員情報管理システム（一部の会員におかれましては書面）により議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。**

敬具

記

1. 日 時 2025年6月17日（火曜日）午前10時30分

2. 開催場所 電力広域的運営推進機関 会議室 （東京都江東区豊洲六丁目2番15号）

- ・本総会は、来場を前提としない形で開催といたしますが、当日のご来場に関しては連絡事項がございますので、総会の前日迄にご相談くださいますようお願い申し上げます。
- ・詳細は、本機関ウェブサイト（<https://www.occto.or.jp/>）にてお知らせ申し上げますので、ご確認ください。

3. 目的事項

＜議決事項＞

- 第1号議案 業務規程の一部変更の件
- 第2号議案 2024年度事業報告書の件
- 第3号議案 2024年度決算の件
- 第4号議案 役員の選任の件
- 第5号議案 本総会議決事項の修正等に関する委任の件

＜報告事項＞

- （1）送配電等業務指針の一部変更の件
- （2）監査報告の件

以上

（ご留意事項）

- 一部の会員におかれましては、議決権行使書（書面）を送付しております。書面による議決権行使と電磁的方法（会員情報管理システム）による議決権行使が重複した場合には、電磁的方法による議決権行使を有効といたします。
- 議決権の集約について、定款第24条第5項の定めによりグループ会社間で集約先を変更する場合は、あらかじめ、同条第4項各号に掲げる会員が連名により、集約先の会員の名称を記載した任意様式の届出を提出してください。
- 複数の電気事業ライセンスを保有している会員が、ライセンスごとに議決権の不統一行使を行う際は、2025年6月10日（火曜日）17時40分までに不統一行使を行う旨及びその理由を通知してください。
- 総会参考書類に修正が生じた場合は、本機関ウェブサイト（<https://www.occto.or.jp/>）でお知らせいたします。

総会参考書類

<議決事項>

第1号議案 業務規程の一部変更の件

1. 変更の内容

業務規程の一部について、別紙1のとおり変更いたしたいと存じます。

2. 変更の理由

本機関の委員会の議論等に適切に対応するためとなります。

第2号議案 2024年度事業報告書の件

2024年度の事業報告書について、別紙2のとおりにいたしたいと存じます。

第3号議案 2024年度決算の件

2024年度の決算について、別紙3のとおりにいたしたいと存じます。

第4号議案 役員の選任の件

役員を別紙4のとおり選任いたしたいと存じます。

第5号議案 本総会議決事項の修正等に関する委任の件

本総会にて議決した議案（業務規程の一部変更の件、2024年度事業報告書の件、2024年度決算の件）の内容については、電気事業法の規定に基づき、今後、経済産業大臣に認可、承認されるまでの間において、若干の修正が必要となる場合がありますので、議案の趣旨に反しない範囲での修正等を理事会に一任していただきたいと存じます。

<報告事項>

(1) 送配電等業務指針の一部変更の件

1. 変更の内容

送配電等業務指針の一部について、別紙5のとおり変更いたします。

なお、本件は2025年5月21日に本機関の理事会において議決済みであり、経済産業大臣に変更認可申請を行う予定です。

2. 変更の理由

本機関の委員会の議論等に適切に対応するためとなります。

(2) 監査報告の件

電気事業法第28条の20第3項及び第28条の53第2項に基づき
本機関監事が実施した2024年度に係る監査の結果について別紙6および
別紙7のとおり報告いたします。

業務規程の一部変更の件

変更の概要は下記のとおり。

記

1. 連系線のマージン又は運用容量拡大分の使用に関する規定の変更

【該当条文：第116条（変更）】

- ・本機関は、需給状況を改善するための指示又は要請を実施するに当たって、地内系統の混雑により、連系線の空容量を使用した電気の供給を制限するときは、連系線（空容量の使用に制限が生じている連系線を除く。）のマージン又は拡大した運用容量を使用した電気の供給を指示又は要請できることを規定。
- ・2025年8月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行。

2. その他規定の変更

【該当条文：第2条、第121条、第123条の2、第125条、
第131条、第132条、第134条、第143条、
第143条の2～第143条の5（変更）】

- ・連系線の混雑を解消するための措置として定義している「混雑処理」について、ノンファーム型接続の適用開始により地内系統にも混雑が発生することを考慮し、一般送配電事業者の供給区域内の流通設備の混雑を解消するための措置を含む用語として定義を見直し。
- ・日本卸電力取引所の取引規程に基づき、「1時間前取引」として定義している用語を「時間前取引」に変更。
- ・その他記載の適正化（字句修正等）。
- ・2025年8月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行。

以上

変 更 前（変更点に 下線）		変 更 後（変更点に 下線）	
平成 2 7 年 4 月 1 日施行 令和 <u>7</u> 年 4 月 1 日 変更		平成 2 7 年 4 月 1 日施行 令和 <u> </u> 年 <u> </u> 月 <u> </u> 日 変更	
業務規程		業務規程	
電力広域的運営推進機関		電力広域的運営推進機関	

変 更 前（変更点に <u>下線</u> ）	変 更 後（変更点に <u>下線</u> ）
（変更履歴） 平成２７年４月１日施行 平成２７年４月２８日変更 平成２７年８月３１日変更 平成２８年４月１日変更 平成２８年７月１１日変更 平成２９年４月１日変更 平成２９年９月６日変更 平成３０年４月１日変更 平成３０年６月２９日変更 平成３０年１０月１日変更 平成３１年４月１日変更 令和元年７月１日変更 令和２年２月１日変更 令和２年３月３０日変更 令和２年７月８日変更 令和２年１０月１日変更 令和３年４月１日変更 令和３年４月１６日変更 令和３年７月１日変更 令和４年２月１日変更 令和４年４月１日変更 令和４年４月１日変更 令和４年７月５日変更 令和５年４月１日変更 令和５年４月３日変更 令和５年７月１日変更 令和５年１２月２７日変更 令和６年４月１日変更 令和６年４月１０日変更 令和７年４月１日変更	（変更履歴） 平成２７年４月１日施行 平成２７年４月２８日変更 平成２７年８月３１日変更 平成２８年４月１日変更 平成２８年７月１１日変更 平成２９年４月１日変更 平成２９年９月６日変更 平成３０年４月１日変更 平成３０年６月２９日変更 平成３０年１０月１日変更 平成３１年４月１日変更 令和元年７月１日変更 令和２年２月１日変更 令和２年３月３０日変更 令和２年７月８日変更 令和２年１０月１日変更 令和３年４月１日変更 令和３年４月１６日変更 令和３年７月１日変更 令和４年２月１日変更 令和４年４月１日変更 令和４年４月１日変更 令和４年７月５日変更 令和５年４月１日変更 令和５年４月３日変更 令和５年７月１日変更 令和５年１２月２７日変更 令和６年４月１日変更 令和６年４月１０日変更 令和７年４月１日変更 <u>令和７年４月１日変更</u>

変 更 前（変更点に <u>下線</u> ）	変 更 後（変更点に <u>下線</u> ）
（用語） 第 2 条 （略） 2 本規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ各号に定めるところによる。 一～二十一 （略） 二十二 「混雑処理」とは、<u>連系線の混雑</u>を解消するための措置をいう。 二十三～三十七 （略） 三十八 「<u>1時間前取引</u>」とは、卸電力取引所が運営する実需給の1時間前までの <u>電気の取引</u>をいう。 三十九～四十五 （略）	（用語） 第 2 条 （略） 2 本規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ各号に定めるところによる。 一～二十一 （略） 二十二 「混雑処理」とは、<u>混雑</u>を解消するための措置をいう。 二十三～三十七 （略） 三十八 「<u>時間前取引</u>」とは、卸電力取引所が運営する実需給の1時間前までの <u>電気の取引（当該実需給に係る翌日取引以前の電気の取引を除く。）</u>をいう。 三十九～四十五 （略）
（本機関の指示又は要請に基づく場合の連系線の使用） 第 1 1 6 条 （略） 2 本機関の指示又は要請に基づく電気の供給については、連系線の空容量から使用し、連系線の空容量が不足する場合には、本機関は、第 1 5 2 条及び第 1 5 3 条の規定により、連系線の <u>マージン及び運用容量拡大分</u>を使用する供給の指示又は要請を行う。ただし、本機関が第 1 1 1 条の規定による指示又は要請を行う場合において、需給ひっ迫一般送配電事業者の供給区域に隣接する連系線に、需給ひっ迫時その他の緊急的な状況において他の一般送配電事業者たる会員の供給区域から連系線を介して電気を受給するために備えたマージンが設定されているときは、本機関は、連系線の空容量を使用する前に、第 1 5 2 条の規定に準じて、当該マージンを使用する電気の供給の指示又は要請をすることができる。 （新設）	（本機関の指示又は要請に基づく場合の連系線の使用） 第 1 1 6 条 （略） 2 本機関の指示又は要請に基づく電気の供給については、連系線の空容量から使用し、連系線の空容量が不足する場合には、本機関は、第 1 5 2 条及び第 1 5 3 条の規定により、連系線の <u>マージン又は運用容量拡大分</u>を使用する供給の指示又は要請を行う。ただし、本機関が第 1 1 1 条の規定による指示又は要請を行う場合において、需給ひっ迫一般送配電事業者の供給区域に隣接する連系線に、需給ひっ迫時その他の緊急的な状況において他の一般送配電事業者たる会員の供給区域から連系線を介して電気を受給するために備えたマージンが設定されているときは、本機関は、連系線の空容量を使用する前に、第 1 5 2 条の規定に準じて、当該マージンを使用する電気の供給の指示又は要請をすることができる。 <u>3 前項の規定にかかわらず、本機関が第 1 1 1 条の規定による指示又は要請を行う場合において、一般送配電事業者たる会員への電気の供給に際し、連系線以外の流通設備の混雑の発生により、連系線の空容量を使用した電気の供給を全部又は一部制限する必要がある場合は、連系線（当該混雑の発生により空容量の使用に制限が生じている連系線を除く。）のマージン又は運用容量拡大分を使用する電気の供給の指示又は要請を行うことができる。</u>
（指示に係る <u>措置を取っていない</u> 場合の報告） 第 1 2 1 条 本機関は、法第 2 8 条の 4 4 第 1 項の規定による指示を受けた会員が、正当な理由なくその指示に係る <u>措置を取っていない</u>と認めるときは、同条第 3 項の規定により、直ちに、その旨を経済産業省令で定めるところにより経済産業大臣に報告する。	（指示に係る <u>措置をとっていない</u> 場合の報告） 第 1 2 1 条 本機関は、法第 2 8 条の 4 4 第 1 項の規定による指示を受けた会員が、正当な理由なくその指示に係る <u>措置をとっていない</u>と認めるときは、同条第 3 項の規定により、直ちに、その旨を経済産業省令で定めるところにより経済産業大臣に報告する。
（需給状況悪化時等の <u>1時間前取引</u> の取扱い） 第 1 2 3 条の 2 本機関は、電力系統に重大な故障が発生している場合又は需給状況が悪化し若しくは悪化するおそれがある場合には、<u>1時間前取引</u> の送電可否判定の照会を受け付けなければならないことができる。ただし、この場合には、本機関は、託送供給契約者、発電契約者及び需要抑制契約者に対して、事前又は事後速やかにその旨を周知又は説明する。	（需給状況悪化時等の <u>時間前取引</u> の取扱い） 第 1 2 3 条の 2 本機関は、電力系統に重大な故障が発生している場合又は需給状況が悪化し若しくは悪化するおそれがある場合には、<u>時間前取引</u> の送電可否判定の照会を受け付けなければならないことができる。ただし、この場合には、本機関は、託送供給契約者、発電契約者及び需要抑制契約者に対して、事前又は事後速やかにその旨を周知又は説明する。
（連系線の管理の原則） 第 1 2 5 条 本機関は、連系線の管理を行うに当たっては、翌日取引又は <u>1時間前取引</u> に基づき、連系線の容量を割り当てることを原則とする。	（連系線の管理の原則） 第 1 2 5 条 本機関は、連系線の管理を行うに当たっては、翌日取引又は <u>時間前取引</u> に基づき、連系線の容量を割り当てることを原則とする。
（短周期広域周波数調整） 第 1 3 1 条 本機関は、一般送配電事業者たる会員の供給区域の短周期周波数調整に必要な短周期調整力が不足又は短周期調整力が不足するおそれのある一般送配電事業者たる会員から要請を受けた場	（短周期広域周波数調整） 第 1 3 1 条 本機関は、一般送配電事業者たる会員の供給区域の短周期周波数調整に必要な短周期調整力が不足又は短周期調整力が不足するおそれのある一般送配電事業者たる会員から要請を受けた場

変 更 前（変更点に下線）	変 更 後（変更点に下線）
合には、次の各号に掲げる手順に <u>したがって</u> 、短周期広域周波数調整のための利用枠（短周期周波数調整に必要となる連系線の容量及び時間をいう。以下同じ。）を確保する。 一～五 （略）	合には、次の各号に掲げる手順に <u>従って</u> 、短周期広域周波数調整のための利用枠（短周期周波数調整に必要となる連系線の容量及び時間をいう。以下同じ。）を確保する。 一～五 （略）
（長周期広域周波数調整） 第 1 3 2 条 本機関は、一般送配電事業者たる会員の供給区域の長周期周波数調整に必要な下げ調整力が不足又は下げ調整力が不足するおそれのある一般送配電事業者たる会員から要請を受けた場合には、次の各号の手順に <u>したがって</u> 、長周期広域周波数調整のための電力量及び時間の調整を行う。 一～五 （略）	（長周期広域周波数調整） 第 1 3 2 条 本機関は、一般送配電事業者たる会員の供給区域の長周期周波数調整に必要な下げ調整力が不足又は下げ調整力が不足するおそれのある一般送配電事業者たる会員から要請を受けた場合には、次の各号の手順に <u>従って</u> 、長周期広域周波数調整のための電力量及び時間の調整を行う。 一～五 （略）
（連系線の計画潮流の管理） 第 1 3 4 条 本機関は、次の各号に定める <u>手順により</u> 、連系線の計画潮流の管理を行う。 一 本機関は、卸電力取引所から、翌日取引及び <u>1 時間前取引</u> において約定しようとする取引情報（以下「取引情報」という。）の通知を受ける。 二～五 （略）	（連系線の計画潮流の管理） 第 1 3 4 条 本機関は、次の各号に定める <u>手順に従って</u> 、連系線の計画潮流の管理を行う。 一 本機関は、卸電力取引所から、翌日取引及び <u>時間前取引</u> において約定しようとする取引情報（以下「取引情報」という。）の通知を受ける。 二～五 （略）
（混雑処理） 第 1 4 3 条 本機関は、翌日取引の取引情報に係る容量登録以降に連系線に混雑が発生するときは、計画潮流について、次の各号に掲げる <u>手順により</u> 、 <u>混雑処理</u> を行う。 一 本機関は、第 1 4 3 条の 2 で定める <u>抑制順位により</u> 、計画潮流を混雑が発生しない量まで抑制してこれを新たな計画潮流と定め、変更する。 二 本機関は、前号の規定により <u>混雑処理</u> を行った場合には、抑制された計画潮流を有する託送供給契約者、発電契約者及び需要抑制契約者並びに関連一般送配電事業者に対し、抑制した断面と抑制量を通知する。 2 前項の規定にかかわらず、本機関は、受給日の前日 1 2 時以降に運用容量の <u>減少に伴う混雑</u> が発生する場合であっても、電力系統の安定性を確保することができるときは、計画潮流を有する託送供給契約者、発電契約者又は需要抑制契約者による代替供給力の調達等の調整努力が適切になされていることを前提に、 <u>混雑処理</u> を行わない。	（連系線の混雑処理） 第 1 4 3 条 本機関は、翌日取引の取引情報に係る容量登録以降に連系線に混雑が発生するときは、計画潮流について、次の各号に掲げる <u>手順に従って</u> 、 <u>連系線の混雑処理</u> を行う。 一 本機関は、第 1 4 3 条の 2 で定める <u>抑制順位に従って</u> 、計画潮流を混雑が発生しない量まで抑制してこれを新たな計画潮流と定め、変更する。 二 本機関は、前号の規定により <u>連系線の混雑処理</u> を行った場合には、抑制された計画潮流を有する託送供給契約者、発電契約者及び需要抑制契約者並びに関連一般送配電事業者に対し、抑制した断面と抑制量を通知する。 2 前項の規定にかかわらず、本機関は、受給日の前日 1 2 時以降に運用容量の <u>減少に伴い連系線に混雑</u> が発生する場合であっても、電力系統の安定性を確保することができるときは、計画潮流を有する託送供給契約者、発電契約者又は需要抑制契約者による代替供給力の調達等の調整努力が適切になされていることを前提に、 <u>連系線の混雑処理</u> を行わない。
（ <u>混雑処理</u> における抑制順位） 第 1 4 3 条の 2 本機関は、 <u>混雑処理</u> に当たっては、次の各号の順に <u>したがって</u> 、計画潮流を抑制するものとする。なお、次の各号に該当する計画潮流が複数存在するときは、当該計画潮流間の抑制順位は同順位として取り扱う。 一 翌日取引及び <u>1 時間前取引</u> に係る計画潮流 二 （略） 2 同じ抑制順位の計画潮流の抑制量は、 <u>混雑</u> の発生を回避するために必要な抑制量の合計値を抑制前の計画潮流の値に応じて按分した値とする。なお、抑制量の算出に当たっては、1 キロワット未満を切り上げるものとする。	（ <u>連系線の混雑処理</u> における抑制順位） 第 1 4 3 条の 2 本機関は、 <u>連系線の混雑処理</u> に当たっては、次の各号の順に <u>従って</u> 、計画潮流を抑制するものとする。なお、次の各号に該当する計画潮流が複数存在するときは、当該計画潮流間の抑制順位は同順位として取り扱う。 一 翌日取引及び <u>時間前取引</u> に係る計画潮流 二 （略） 2 同じ抑制順位の計画潮流の抑制量は、 <u>連系線の混雑</u> の発生を回避するために必要な抑制量の合計値を抑制前の計画潮流の値に応じて按分した値とする。なお、抑制量の算出に当たっては、1 キロワット未満を切り上げるものとする。
（複数の連系線において同時に混雑が発生した場合の混雑処理） 第 1 4 3 条の 3 本機関は、 <u>混雑処理</u> において、複数の連系線で同時に混雑が発生し、当該複数の連系線を利用する計画潮流を抑制する必要がある場合には、混雑が発生した連系線ごとに前条の規定により算出した抑制量のうち、最大値に相当する電力を当該計画潮流の抑制量とする。	（複数の連系線において同時に混雑が発生した場合の混雑処理） 第 1 4 3 条の 3 本機関は、 <u>連系線の混雑処理</u> において、複数の連系線で同時に混雑が発生し、当該複数の連系線を利用する計画潮流を抑制する必要がある場合には、混雑が発生した連系線ごとに前条の規定により算出した抑制量のうち、最大値に相当する電力を当該計画潮流の抑制量とする。
（緊急時の <u>混雑処理</u> 方法） 第 1 4 3 条の 4 本機関は、第 1 2 7 条の規定による運用容量の見直しにより連系線の運用容量が減少	（緊急時の <u>連系線の混雑処理</u> 方法） 第 1 4 3 条の 4 本機関は、第 1 2 7 条の規定による運用容量の見直しにより連系線の運用容量が減少

変 更 前（変更点に下線）	変 更 後（変更点に下線）
し、連系線に混雑が発生した場合において、緊急 <u>の混雑処理</u> が必要と認めるときは、第 1 4 3 条の 2 に定める抑制順位によらずに抑制効果が大きい計画潮流を抑制することができる（以下「緊急抑制」という。）。ただし、緊急抑制後は、速やかに <u>混雑処理</u> を行い、緊急抑制を終了する。	し、連系線に混雑が発生した場合において、緊急 <u>に連系線の混雑処理</u> が必要と認めるときは、第 1 4 3 条の 2 に定める抑制順位によらずに抑制効果が大きい計画潮流を抑制することができる（以下「緊急抑制」という。）。ただし、緊急抑制後は、速やかに <u>連系線の混雑処理</u> を行い、緊急抑制を終了する。
（ <u>混雑処理</u> の対象外とする計画潮流等） 第 1 4 3 条の 5 第 1 4 3 条第 1 項の規定にかかわらず、本機関は、次の各号に掲げる計画潮流を <u>混雑処理</u> の対象としない。 一・二 （略）	（ <u>連系線の混雑処理</u> の対象外とする計画潮流等） 第 1 4 3 条の 5 第 1 4 3 条第 1 項の規定にかかわらず、本機関は、次の各号に掲げる計画潮流を <u>連系線の混雑処理</u> の対象としない。 一・二 （略）

附則（令和 年 月 日）

（施行期日）
 本規定は、令和 7 年 8 月 1 日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。

2024年度事業報告書

I. 電力広域的運営推進機関の概要

1. 目的

電力広域的運営推進機関（以下「本機関」という。）は、電気事業者が営む電気事業に係る電気の需給の状況の監視、電気の安定供給のために必要な供給能力の確保の促進及び電気事業者に対する電気の需給の状況が悪化した他の小売電気事業者、一般送配電事業者、配電事業者又は特定送配電事業者への電気の供給の指示等の業務を行うことにより、電気事業の遂行に当たっての広域的運営を推進することを目的とする。

2. 業務内容

本機関は、電気事業法（昭和39年法律第170号。以下「法」という。）に基づき、次の業務を行う。

- ① 会員が営む電気事業に係る電気の需給の状況の監視を行うこと。
- ② 会員が営む電気事業に係る電気の需給の状況が悪化し、又は悪化するおそれがある場合において、電気の需給の状況を改善する必要があると認められるときは、会員に対し指示を行うこと。
- ③ 送配電等業務指針を策定すること。
- ④ 電気事業者から供給計画を受け取ったときは、これを取りまとめ、検討するとともに、意見があるときは当該意見を付して経済産業大臣に送付を行うこと。
- ⑤ 一般送配電事業者から災害時連携計画を受け取ったときは、検討するとともに、意見があるときは当該意見を付して経済産業大臣に送付を行うこと。
- ⑥ 入札の実施その他の方法により発電等用電気工作物を維持し、及び運用する者その他の供給能力を有する者を募集する業務その他の供給能力の確保を促進するための業務を行うこと。
- ⑦ 卸電力取引所から翌日市場における地域間の売買取引の決済に係る収入からその決済に要する費用を控除した金額の納付を受け、変電用、送電用及び配電用の電気工作物の整備及び更新に関する費用の一部に充てるための交付金を交付すること。
- ⑧ 卸電力取引所から翌日市場における地域間の売買取引の決済に係る収入からその決済に要する費用を控除した金額の納付を受け、認定整備等事業者に対し、認定整備等計画に基づく電気工作物の整備又は更新に必要な資金を貸し付けること。
- ⑨ ⑦⑧に掲げる業務を実施するため、広域系統整備計画を策定すること。
- ⑩ 送配電等業務の円滑な実施その他の電気の安定供給の確保のため必要な電気供給事業者に対する指導、勧告その他の業務を行うこと。
- ⑪ 送配電等業務についての電気供給事業者からの苦情の処理及び紛争の解決を行うこと。
- ⑫ 送配電等業務に関する情報提供及び連絡調整を行うこと。
- ⑬ F I T・F I P交付金、系統設置交付金及び特定系統設置交付金の交付並びに納付金等の徴収を行うこと。

- ⑭ 交付金相当額積立金及び解体等積立金の管理を行うこと。
- ⑮ ①～⑭に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
- ⑯ ①～⑮に掲げる業務のほか、電気事業の遂行に当たって広域的運営を推進する目的を達成するために必要な業務を行うこと。
- ⑰ 電気工作物の災害その他の事由による被害からの復旧に関する費用の一部に充てるための交付金を交付すること。
- ⑱ F I T ・ F I Pの入札を実施すること。

3. 主たる事務所の所在地

東京都江東区豊洲6丁目2番15号

4. 会員の状況

2025年3月31日現在の会員数は、1,955事業者である。

(内訳)	一般送配電事業者	:	10事業者
	送電事業者	:	3事業者
	特定送配電事業者	:	43事業者
	小売電気事業者	:	761事業者
	登録特定送配電事業者	:	38事業者
	発電事業者	:	1,198事業者
	特定卸供給事業者	:	101事業者

5. 役員の状況

2025年3月31日現在の役員は、次のとおりである。

理事長	大山 力
理事	岸 敬也
理事	土方 教久
理事	寺島 一希
理事	田山 幸彦
理事	榊谷 亨
監事（非常勤）	古城 春実
監事（非常勤）	千葉 彰

6. 評議員の状況

2025年3月31日現在の評議員は、次のとおりである。

評議員会議長	山地 憲治	(公益財団法人 地球環境産業技術研究機構 理事長)
評議員	秋池 玲子	(ボストンコンサルティンググループ マネージング・ディレクター&シニア・パートナー)
評議員	伊藤 麻美	(日本電鍍工業株式会社 代表取締役)
評議員	牛窪 恭彦	(株式会社みずほ銀行 常務執行役員リサーチ&コンサルティングユニット長兼CSuO)

評議員	江崎 浩	(東京大学大学院 情報理工学系研究科 教授)
評議員	大石 美奈子	(公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 消費生活アドバイザー)
評議員	倉貫 浩一	(株式会社読売新聞社 東京本社 編集委員)
評議員	高村 ゆかり	(東京大学 未来ビジョン研究センター 教授)
評議員	竹川 正記	(株式会社毎日新聞社 論説委員)
評議員	村上 政博	(一橋大学 名誉教授・昭和女子大学 客員教授・TMI 総合法律事務所 客員弁護士)
評議員	柳川 範之	(東京大学大学院 経済学研究科 教授)
評議員	山内 弘隆	(武蔵野大学 経営学部 特任教授・一橋大学 名誉教授)

7. 職員の状況

2025年3月31日現在の職員数は、230名である。

II. 2024年度における個別業務の実施状況

本機関は、法第28条の4に規定する目的の達成に向け、2024年度は次のとおり業務を実施した。

1. 全国の需給の的確な管理

2050年のカーボンニュートラル実現に向けて再生可能エネルギーの導入拡大等を進めつつ、供給力や調整力を短期や中長期の視点から確実に確保することが重要である。そのため、電気事業者の供給計画を取りまとめ、短期から中長期までにわたる全国の需給バランスを一元的に把握・評価し、安定供給の確保のために必要な対応を検討・実施した。また、2024年度からの容量市場の実需給期間業務の開始や、全ての調整力調達に需給調整市場への移行等を踏まえつつ、供給力・調整力の管理方法の高度化に向けた検討も進めた。具体的には、各業務を連携させながら、以下の取組を実施した。

1-1. 安定した供給の確保

(1) 会員の需給状況に関する監視・管理

広域機関システムを通じて各一般送配電事業者の中央給電指令所等と連携し、収集した情報を活用して、各エリア及び全国大の電気の需給状況を常時監視した。

事業者の計画値同時同量に関する計画について、計画内及び複数の計画間の整合性を広域機関システム等にて確認し、エラーがある場合には、計画提出者に対して修正及び再提出を求めた。また、計画と実績の差(インバランス)の発生状況を事業者毎に毎月監視し、多量のインバランスを繰り返し発生させている事業者に対しては、注意喚起やヒアリング(計53事業者)を行い、改善を求めた。

(2) 需給状況が悪化した場合等の会員への指示等

広域予備率に基づく需給運用を本格化し、週間・翌々日計画公表時における「広域予備率低下のおそれに伴う供給力提供準備通知」、翌日・当日計画公表時における「広域予備率低下に伴う供給力提供通知」を発信した場合には、実需給に至るまでの事業者の計画や広域予備率を特に注視するとともに、広域予備率が十分に改善せず需給状況が厳しくなる場合には、一般送配電事業者と協調して追加供給力対策を実施するなど必要な対応を行い、安定供給を確保した。

- ・ 想定以上の高気温に伴う需要増加や再生可能エネルギーの出力減少、電源トラブル等に伴い当該エリアの供給力が不足し、広域的な融通を行わなければ、電力需給の状況が悪化し、又は悪化するおそれがあったため、以下のとおり、一般送配電事業者に対して電力を受電する指示を合計 29 回行った。

① 東北電力ネットワーク

6月11日：最大30万kW（想定以上の高気温に伴う需要増） 指示回数1回

② 東北電力ネットワーク

6月12日：最大30万kW（想定以上の高気温に伴う需要増、太陽光発電及び風力発電の出力減少に伴う供給力不足） 指示回数2回

③ 東北電力ネットワーク

6月13日：最大55万kW（想定以上の高気温に伴う需要増） 指示回数2回

④ 東北電力ネットワーク

6月21日：最大85万kW（太陽光発電の出力減少に伴う供給力不足） 指示回数2回

⑤ 関西電力送配電

7月5日：最大138万kW（想定以上の需要増、調整電源の補修作業の計画変更に伴う供給力不足） 指示回数2回

⑥ 東京電力パワーグリッド

7月8日：最大20万kW（想定以上の高気温に伴う需要増） 指示回数1回

⑦ 関西電力送配電

7月8日：最大36万kW（想定以上の高気温に伴う需要増） 指示回数1回

⑧ 九州電力送配電

8月21日：最大35万kW（電源トラブルに伴う供給力不足） 指示回数1回

⑨ 東北電力ネットワーク

8月23日：最大25万kW（想定以上の高気温に伴う需要増） 指示回数1回

⑩ 関西電力送配電

8月26日：最大111万kW（想定以上の高気温に伴う需要増、電源トラブルに伴う供給力不足） 指示回数3回

⑪ 東京電力パワーグリッド

9月11日：最大30万kW（想定以上の高気温に伴う需要増） 指示回数1回

⑫ 東北電力ネットワーク

9月11日：最大45万kW（想定以上の高気温に伴う需要増） 指示回数1回

⑬ 東京電力パワーグリッド

9月12日：最大50万kW（想定以上の高気温に伴う需要増） 指示回数1回

⑭ 関西電力送配電

- 9月12日：最大42万kW（想定以上の高気温に伴う需要増） 指示回数1回
- ⑮ 関西電力送配電
- 9月17日：最大69万kW（想定以上の高気温に伴う需要増） 指示回数2回
- ⑯ 関西電力送配電
- 9月18日：最大141万kW（想定以上の高気温に伴う需要増） 指示回数1回
- ⑰ 関西電力送配電
- 9月19日：最大87万kW（想定以上の高気温に伴う需要増） 指示回数1回
- ⑱ 中部電力パワーグリッド
- 9月19日：最大30万kW（太陽光発電の出力減少に伴う供給力不足） 指示回数1回
- ⑲ 関西電力送配電
- 9月20日：最大21万kW（想定以上の高気温に伴う需要増） 指示回数1回
- ⑳ 東北電力ネットワーク
- 10月2日：最大55万kW（想定以上の高気温に伴う需要増） 指示回数1回
- ㉑ 九州電力送配電
- 10月17日：最大95万kW（想定以上の高気温に伴う需要増、太陽光発電の出力減少に伴う供給力不足） 指示回数1回
- ㉒ 北陸電力送配電
- 3月15日：最大16万kW（天候悪化に伴う想定以上の需要増加、太陽光発電の出力減少に伴う供給力不足） 指示回数1回
- ・新たに開始した翌々日断面（最大需要、最小予備率の2点）の計画更新を踏まえた広域予備率の算出・公表について、遅滞なく正確に実施した。2025年度には、翌々日の計画及び広域予備率を48点化するため、広域機関のシステム改修を実施した。
 - ・新たに開始した需給運用の下で、例えば、需給の状況が厳しくなる頻度が最も多かった東京エリアにおいては、「広域予備率低下のおそれに伴う供給力提供準備通知」を82日、「広域予備率低下に伴う供給力提供通知」を58日（562コマ）に対して発出し、容量提供事業者に必要な対応の検討を促した。新たに開始した需給運用の状況を踏まえ、広域予備率や事業者の行動を分析し、「調整力及び需給バランス評価等に関する委員会」の議論を経て、下記①から④までの課題を抽出し、①、②及び④については、冬季に向けた暫定対策を実施した。

【課題】

- ① 予備率算定の考え方：調整力の調達未達による広域予備率低下
- ② 揚水発電の余力活用：揚水発電の余力範囲の影響によって、一般送配電事業者が調整力を確保できないこと及び予備率低下
- ③ 市場シグナルの実効性：適切な電源起動等を担保する仕組みや、小売電気事業者が計画値同時同量制度に対応することへの影響
- ④ 追加供給力対策の実施順位：安定供給、小売電気事業者が計画値同時同量制度に対応するインセンティブ、追加対策の経済合理性を考慮した発動判定基準の見直し要否

【暫定対策】

- ① 市場取引前の三次調整力②や余力活用での対応見込み分を含めた調整力必要量の供給力への計上

- ② 調整力不足時の対応策として揚水発電の一時的な運用主体変更の実施と供給力への計上
- ④ 揚水発電の運用切替・余力活用電源の追加起動の実施基準を広域予備率8%未満に、発動指令電源の発動・オーバーパワー運転等の実施基準を広域予備率5%未満に、それぞれ変更
- ・需給状況が悪化した場合に備え、実務習熟のため、一般送配電事業者の協力のもと、6月14日、11月18日、12月9日に重負荷期を想定した供給力不足時の融通指示訓練、また、7月5日に広域的な計画停電量算出訓練、3月14日に下げ代不足融通指示訓練を行った。
- ・下記一般送配電事業者からの下げ調整力不足時の対応要請に基づき、長周期広域周波数調整を行うため、関係する一般送配電事業者との調整を行い、再生可能エネルギー余剰電力の他エリアへの送電を合計314回行った。
 - ① 北海道電力ネットワーク 調整回数1回
 - ② 東北電力ネットワーク 調整回数17回
 - ③ 中部電力パワーグリッド 調整回数16回
 - ④ 北陸電力送配電 調整回数20回
 - ⑤ 関西電力送配電 調整回数11回
 - ⑥ 中国電力ネットワーク 調整回数75回
 - ⑦ 四国電力送配電 調整回数81回
 - ⑧ 九州電力送配電 調整回数93回
- ・長周期広域周波数調整及び再生可能エネルギーの出力抑制を実施しても余剰が解消せず、下げ代不足のおそれがあったため、下げ代不足融通の指示を合計5回行った。
 - ① 関西電力送配電
6月1日：最大73.9万kW（想定以上の低需要、再生可能エネルギー電源高稼働）
指示回数2回
 - ② 関西電力送配電
6月2日：最大71.8万kW（想定以上の低需要、再生可能エネルギー電源高稼働）
指示回数2回
 - ③ 関西電力送配電
11月3日：最大7.8万kW（想定以上の低需要、再生可能エネルギー電源高稼働）
指示回数1回
- ※なお、③については、その後の状況変化により減少処理したため、送電実績はゼロ
- ・再生可能エネルギー出力制御の抑制のため、2023年5月29日開催の「第46回系統ワーキンググループ」で整理された方針に基づき、長周期広域周波数調整を行う際、受電エリアにおいても、必要に応じて調整電源に加え、非調整電源の出力を抑制して受電可能量を増やす運用について、優先給電ルールに関する規定の見直しを行った（2025年4月施行予定）。

（3）再生可能エネルギー出力抑制時の検証

未実施の東京エリアを除く、北海道、東北、中部、北陸、関西、中国、四国、九州及び

沖縄（本島）の各エリアの再生可能エネルギー発電設備の出力抑制の妥当性について事後検証とその結果公表を行い、法令等に則って適切に出力抑制が行われていたことを明らかにした。なお、2024年度は、2023年12月6日開催の「第49回系統ワーキンググループ」で整理された方針に基づき、2023年度から効率化している九州エリアと同様に、東北、中国及び四国の各エリアについても、四半期の出力抑制を対象に代表日を抽出し検証を行うことで、検証作業を効率化した。また、同様に、2025年1月23日開催の「第1回次世代電力系統ワーキンググループ」で整理された方針に基づき、2025年度から新たに中部、北陸、関西及び沖縄（本島）の各エリアについても効率化することとした。あわせて、北海道、東北、中部、北陸、関西、中国、四国、九州及び沖縄（本島）の各エリアの2023年度の出力抑制について発電事業者に対して出力抑制があらかじめ定められた手続に沿って公平に行われていたかの検証を行い、その結果を2024年8月に公表した（なお、2023年度の北陸エリア分について2024年10月に、2022年度及び2023年度の中国エリア分について2025年1月に一部修正を行った。）。

（４）夏季・冬季の電力需給検証及び電力需給確認

電力需給検証については、電気事業者が保有する供給力と一般送配電事業者の需要予測に基づき夏季及び冬季を対象として行い、全国で電力の安定供給が確保できる見通しであることを確認した。

この検証に際し、太陽光発電の出力が減少する夕刻から夜間の需給バランスを適切に評価する必要性が高まったことを踏まえ、2023年12月22日開催の「第93回調整力及び需給バランス評価等に関する委員会」で整理した方針に基づき、時間帯別の供給力評価を行うこととし、最大需要時及び最小予備率時の電力需給を確認した。

電力需給確認については、夏季及び冬季において、電力需給モニタリングをkW（電力）及びkWh（電力量）の両面で実施した。kWモニタリングについては、新たな仕組みの下で、広域予備率が一時的に低下してしまう課題が生じたため、追加起動可能な電源等の余力を考慮した想定広域予備率を公表することとし、本課題に対処した。kWhモニタリングについては、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構（JOGMEC）と相互の情報交換を強化し、燃料に関する情報収集チャネルを拡大した。

また、春季・秋季の需要端境期についても、週間計画から翌日計画にかけて追加起動可能な電源等の余力を確認することで需給ひっ迫リスクを評価するとともに、6月の厳気象に対応する供給予備力の必要量について検討を進めた。

2024年9月には需給状況の悪化のおそれを受けて、追加供給力対策の一環として、計4日の電源の補修計画の変更を要請するなど、国や一般送配電事業者と連携して供給力確保に資する取組を実施した。

1－2．中期的な供給力等の管理

（１）供給計画を通じた需給管理

各電気事業者から提出される2025年度供給計画を取りまとめ、電源及び流通設備の休廃止等の適切性を確認の上、中長期的な供給力・調整力の確保の在り方、需給構造の変

化と系統混雑への対応、補修調整後の需給バランス変化への対応に関する意見を付して、2025年3月28日に経済産業大臣に送付した。

需要想定については、2025年度の供給計画の取りまとめに向け、2024年11月27日に需要想定的前提となる経済見通し、2025年1月22日に全国及び供給区域ごとの需要想定を公表した。なお、データセンター及び半導体工場の新增設による大規模な電力需要が、2023年度に公表した想定よりさらに増加していることを確認し、個別計上の共通の考え方を整理の上、想定を策定した。また、スマートメーターのデータについて、主に、最大需要電力想定への活用に向けデータの集約及び分析を行い、データ蓄積を継続することとした。

供給力等については、供給計画やその見直しを通じた需給バランスの評価に基づき、2025年度の供給能力の確保に向け、以下の取組を実施した。

- ・2024年9月時点において、東京エリアで年間EUEの基準値を超過していたため、個別電源単位の詳細情報も活用し、10月及び11月を対象に補修時期の調整に取り組んだ。
- ・2025年度供給計画の取りまとめ時点において、2025年度は東京エリア・九州エリアの年間EUEが目標停電量を超過したものの、補完的確認によるH3予備率は全てのエリア及び月で12%を上回ることを確認した。実需給断面では各月の需給状況を注視し、必要に応じて需給対策を検討していくこととした。
- ・2026年度以降も、電源の休廃止や補修停止等により目標停電量を超過するエリアがあることを確認した。電源動向を注視し供給力を精査するとともに、需給対策が必要な場合は国や事業者と連携して対応していくこととした。

(2) 将来の需給管理の複数シナリオの検討

2024年度は、2025年度上期中のシナリオ策定に向けて、検討会を3回開催したことに加え、専門家や事業者を交えた技術的な作業を随時進め、具体的には以下の取組を実施した。

- ・需要想定について、水素製造及び二酸化炭素の直接空気回収技術(DAC)の電力需要への影響を検討するなど、2023年度に検討した内容の深掘りを実施し、2040年及び2050年の電力需要の見通しについて、これまでの議論の取りまとめを実施した。
- ・EV・ヒートポンプ等を活用したデマンドレスポンスの可能性についても検討を深め、将来のロードカーブについての想定作業も併せて実施した。

1-3. 供給力の確保を促進する取組

(1) 容量市場、長期脱炭素電源オークション

電力の安定供給に必要な供給能力を確実にかつ効率的に確保するため、容量市場の実需給4年前に毎年実施するメインオークションを、各種ルール変更を反映した上で滞りなく実施するとともに、実需給1年前の追加オークションを2024年度に初めて実施した。また、2回目となる長期脱炭素電源オークションに係る対応を行った。さらに、2024年度より初めてとなるリクワイアメント・アセスメントや請求・交付等の実需給期間業務を着実に実施した。

加えて、オークション結果を踏まえた制度設計の点検や関連する他の制度改正などとの整合を図る対応を継続的に行った。

具体的には、以下の取組を実施した。

- ・各オークションの実施状況やその結果及び実需給期間前業務や2024年度から初めて実施する実需給期間業務の実施状況を踏まえ、制度設計・業務設計等の見直しを行い、募集要綱や容量確保契約約款に反映し、各オークションを実施した。
- ・実需給期間前業務、実需給期間業務について、ルールに従い、円滑かつ確実に遂行した。特に、リクワイアメント・アセスメントに関して、供給力提供通知の通知件数は累計で約2900コマ、供給指示は累計で約70件となった。これらのリクワイアメント達成状況を確認の上、アセスメント結果を通知し、事業者からの問合せ・異議申立等に適切に対応した。容量拠出金の請求に関しては、金額ベースで99.9%以上回収し、未納者に対してはメールや電話で複数回督促し、催告書を発出した上で、滞納者を公表するなど厳正に対応した。
- ・長期脱炭素電源オークションについて、制度適用期間前及び制度適用期間中業務の実施に向けた業務詳細設計を行い、実施体制の整備を行った。
- ・ルール変更や業務運営方法の改善などを踏まえ、容量市場システムや約定処理ツールを始めとした各種システム及びツールの機能追加などを確実に実施した。
- ・情報発信の取組として、関係する事業者等向けに、各オークション前の制度や実務に関する説明会、実需給期間中業務に関する説明会に加え、各地方での対面による説明会も実施した。また、国民向けには、本機関ウェブサイト内の容量市場関連のページやSNSで発信した。

(2) 予備電源制度（電源入札等）の検討・実施

予備電源制度導入に向けた国の審議会における制度詳細設計の議論を踏まえ、基本要件や募集要綱等を新規に作成し、事業者向け説明会を開催した上で、2024年9月に初回募集を行った。併せて、予備電源維持運用者の選定に係る評価委員会の設置や、契約管理・アセスメント対応等の契約決定から調達以降の業務設計を実施した。

また、初回募集では応札が得られなかったことを踏まえ、2回目の募集に向け、国と連携し、必要な検討・準備を実施した。

その他の電源入札等に関しては、2024年度供給計画の取りまとめ時点において、全てのエリアで2024年度の年間EUEが目標停電量以内となること、夏季・冬季を通じて厳気象H1需要に対する予備率が3%以上となることなどが確認できたため、実施の判断に至らなかった。

1-4. 調整力等の確保の取組

(1) 必要予備力及び調整力の適正な確保に係る検討

日々の安定供給に必要な適正な供給予備力の確保、周波数制御のための調整力の確保及び再生可能エネルギーの主力電源化に向けた技術的課題等について、2024年度以降、調整力の調達が調整力公募から需給調整市場に全面的に移行したことや、容量市場の整備状況及び足元の需給動向なども踏まえ、必要な検討を行い、以下のとおり整理した。

① 供給力予備力の適正な確保量の算定方法について

- ・実運用において、運用容量を30分ごとに細分化し、かつ拡大して運用している連系線について、供給信頼度評価における適用範囲を拡大した。長期断面の細分化には限界があるため、基本的に短期断面（第1，2年度）としつつ、例外的に容量市場関係の短期断面を超えるメインオークションや容量停止調整にも適用することを整理した。
- ・中部関西間連系線（中部向き）および中国九州間連系線（九州向き）に対する負荷制限を織り込んだ運用容量の拡大について、運用容量検討会において公表される値にも反映されることが整理されたことから、供給信頼度評価においても長期断面（第10年度）まで適用することを整理した。
- ・最新の需要実績を反映すると6月の厳気象対応の必要量が大幅に増加することに対して、6月の需要傾向が後半に高需要がなりやすい特徴に着目し、必要供給力を月の前後半に分けて算出することを整理するとともに現状のEUE算定ツールでは対応できないことから、ツール改修までの暫定対応についてもあわせて整理した。

② 系統混雑を前提とした供給信頼度評価手法の確立について

国際的に活用されている統合エネルギー最適化シミュレーションソフトウェア（PLEXOS）を系統混雑に対応した評価ツールとしての活用可能性について検証を実施し、残る検討課題について2025年度も検証を継続することとした。

③ 調整力の適正な確保について

一般送配電事業者による調整力の調達が、全て需給調整市場における調達に変更されることなどを踏まえ、需給調整市場における商品区分ごとの必要量と設備量から充足状況を確認すること及びその際に広域運用も充足状況確認時に考慮することを整理し、2024年度の必要量に対して設備量が充足していることを確認した。

④ 中長期における調整力の充足状況の確認について

再生可能エネルギーの導入拡大を踏まえた中長期での調整力の必要量の計算方法について、再生可能エネルギーの時間内変動の平滑化効果を織り込むこと、再生可能エネルギーの予測精度向上効果については、太陽光の前日からGCまでの分のみ織り込むことを整理した。

また、上記効果については、将来の情勢変化（太陽光におけるFIP設備量割合の増加、気象予測技術の開発動向など）により、傾向が変わる可能性があることから、今後の中長期の調整力必要量算定時に分析を行い、適切に調整力必要量算定に反映していくこと、評価時においても平滑化効果を織り込まない場合の値と織り込んだ場合の値を算定し、幅を持って評価することも併せて整理した。

⑤ 沖縄エリアの公募必要量等の検討について

調整力公募が継続する沖縄エリアについて、電源I-a（GF機能）、電源I-a（LFC機能）、電源I-b、電源I'の公募必要量をそれぞれ整理した。また、公募の結果、必要な量の調整力が適切に確保されていることを確認した。

⑥ 慣性力の適正な確保について

- ・インバータ電源（太陽光、風力）の導入拡大、主力電源化に伴い、同期電源（火力等）が減少した将来の系統において、短絡容量減少による系統事故時の急峻な電圧・周波数変動に対するインバータ電源の応動を、シミュレーションを用いて検証を行った。その

結果、2050年を想定したシミュレーションにおいて、北海道エリア、中西6エリアにおいて、系統維持が困難なケースを確認したことから、その対策としてFRT要件の見直し案を整理し、当該見直し案については、引き続き必要な検討を行うこととした。

- ・今後の再生可能エネルギーの導入拡大や蓄電池の導入、HVDCの整備など将来の電力系統を取り巻く環境の大幅な変化に備えて、系統現象を計測するための環境整備の一環として、一般送配電事業者が同期フェーズ計測装置（PMU）を新たに導入すること、及びその計測結果を活用した系統運用技術の高度化を進めていくことについて整理した。

⑦ 再生可能エネルギーの予測精度向上に向けた取組について

一般送配電事業者や国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）における気象予測精度向上の取組状況も踏まえつつ、関係者間で情報の共有及び連携並びに有識者等の意見確認及び技術的な改善の実施を目的とする「太陽光発電における出力予測精度の向上に向けた勉強会 兼 連絡会」を開催し、三次調整力②の効率的な調達を始めとする調整力の必要量低減に向けた取組状況を報告するとともに、NEDO事業において開発した技術の実用化に向けた今後の方向性について整理した。

（2）需給調整市場の検討

再生可能エネルギーの主力電源化を進める上で一層重要となる調整力を広域的かつ効率的に調達するプラットフォームである需給調整市場は、2024年度から全商品の調達・運用を開始した。一方で、応札量や価格などの課題に対し、より良い需給調整市場の実現に向けて、「需給調整市場検討小委員会」及び「調整力の細分化及び広域調達の技術的検討に関する作業会」での審議・検討を経て、以下のとおり対応を整理した。

① 需給調整市場における応札不足への対応

揚水発電所の市場活用、制度的措置に係る考え方や論点、複数ユニットの持ち下げ供出リスクへの対応について整理した。

② 需給調整市場における残課題への対応

一次調整力の供出可能量の見直し、緊急時の調整力調達方法、2026年度からの週間商品の前日取引化に向けた対応について整理するとともに、将来の変動性再生可能エネルギーの調整力活用方法について検討した。

③ 三次調整力②に関する検証及び調達量低減に向けた取組

2024年度の三次調整力②の調達量の妥当性に関する検証及び2025年度の三次調整力②の必要量の事前評価を行うとともに、三次調整力②の調達量低減に向けた取組として、効率的な調達方法を導入した。

④ 系統混雑を考慮した調整力調達の考え方

2028年度までは、非混雑系統の余力による代替確保見込みを確認できたことから、ノンファーム型接続のリソースについても、需給調整市場へ参加可能と整理した。

（3）同時市場の検討

現在、電力の効率的・安定的な調達について、卸電力市場や需給調整市場における取引の最適化に係る課題、一般送配電事業者における需給運用上の課題、発電事業者の電源運

用や小売電気事業者の電気の調達における課題が顕在化している。これらの課題は、将来的な変動性再生可能エネルギーの増加に伴い、更に拡大することが想定される。その解決策として、発電機の特性を考慮しつつ、 $\Delta k W$ と $k W h$ を同時に約定する同時市場の実現に向けた検討を国と連携しながら進めた。

2024年度は、国と共同開催する「同時市場の在り方等に関する検討会」において、同時市場の仕組みの具体化と費用便益分析に関する整理を行い、基本的には導入を目指す方向性を示したところであり、国と連携しつつ更に本格的に検討を深めていくこととされた。

2. 次世代ネットワークの構築

電力系統の整備・運用においても、2050年のカーボンニュートラル実現に向け、脱炭素電源の活用拡大、安定的かつ安価なエネルギー供給及び効率的な系統運用に資する取組を進めることが重要である。

そのため、再生可能エネルギーの主力電源化及び電力レジリエンス強化に資する次世代型ネットワーク構築を目指し、広域系統長期方針（広域連系系統のマスタープラン）（2023年3月策定）に基づき、広域系統整備計画の具体化及び推進、系統整備に必要な資金調達の円滑化、既存の系統設備の有効活用、再生可能エネルギーの導入拡大に適したルール整備等に向けて、各業務を連携させながら、以下の取組を実施した。

2-1. 広域系統の整備

（1）広域系統整備計画の推進

電力の広域的取引の環境整備や安定供給を着実に実現するため、広域系統長期方針で示した広域系統整備に関する長期展望を踏まえ、広域系統整備計画の具体化及び推進に関し、以下の取組を実施した。

- ・広域系統整備に関する長期展望を踏まえ、広域系統整備計画の早期具体化に向け、東地域及び中西地域の計画策定プロセスにおいて、基本要件に基づき、実施案及び事業実施主体の募集、実施案の評価など、広域系統整備計画の策定に向けた取組を進めた。
- ・国からの要請に基づき計画策定プロセスを開始した中部関西間連系線の増強については、2024年6月28日に広域系統整備計画を策定し、整備を開始した。
- ・現在進行中の広域系統整備計画（北海道本州間連系設備、東北東京間連系線、東京中部間連系設備及び上記の中部関西間連系線）について定期的に工事進捗等を把握するとともに、系統整備に伴う国民負担抑制の観点から広域系統整備の実施段階における工事費等について検証した。

（2）系統整備の事業環境整備

資金調達の円滑化を含む事業環境整備の観点から、系統設置交付金及び広域系統整備交付金の交付に加えて、2024年度からは、特定系統設置交付金の交付や、値差収益を原資とした貸付を行うことが本機関の業務に位置付けられた。また、地内基幹系統の計画的な整備を促すために、地内基幹系統のうち、地域間連系線と一体的に整備するものや広域的取引拡大に資するものについても、本機関が一定の関与をしつつ、これらの交付金の交

付等の対象とすることが整理された。本機関がこれらの交付等の業務を行う主体となることから、国の制度運用の議論と連携して交付等の業務に必要な実務の検討や体制の整備等を進めた。

（３）高経年化設備更新

送配電設備の供給信頼度の維持と社会コストの最小化の実現を目指す「高経年化設備更新ガイドライン」（２０２１年１２月策定）の高度化に向けて、設備故障によるリスク量算定対象設備の拡大候補に関する故障データや、リスク量算定を精緻化するための設備データ等の精査を進めた。

また、広域系統長期方針で示した広域系統整備に関する長期展望と整合を取りつつ、広域連系系統の高経年化に伴う設備更新を含む効率的な設備形成について検討した。

２－２．送配電の適切な運用

（１）地域間連系線等の管理

２０２５年度以降の連系線運用容量の適切な算出、承認電源の変更申請への対応、系統情報の公表に係る制度変更への対応等として、以下の取組を実施した。

- ・ 連系線の運用容量及びマージンの算出、公表並びに２０２５年２月１２日開催の「運用容量検討会」及び「マージン検討会」における地域間連系線の最大限利用に資する観点での検討を経て、各連系線の運用容量及びマージンを算出及び公表し、翌年度以降の中国四国間連系線（中国向き）の夏季熱容量限度値、中部関西間連系線（中部向き）の周波数維持限度値の見直しを行い、運用容量を一部拡大した。また、中国九州間連系線（九州向き）においては、直近の市場分断発生状況を踏まえて、２０２４年６月より３０分毎の運用容量を算出することとした。
- ・ 連系線の運用容量設定等に当たり、系統解析ツールによる系統解析を行うとともに、広域系統整備計画に基づく東北東京間連系線の増強後の運用容量について検討を進め、長期の運用容量の算出に反映させた。
- ・ 地域間連系線をルールに則って適切に運用するため、承認電源等について事業者から変更申請を受けた３件の変更審査及び定期審査を実施した。また、経過措置計画及び特定負担計画については一般社団法人日本卸電力取引所のスポット市場への入札実績との乖離の有無を毎月監視し、乖離を発生させた事業者に対してはヒアリングで理由を確認するとともに必要な注意喚起を実施した。
- ・ ２０２４年１１月９日に発生した四国エリアにおける供給支障事故は、地域間連系線の操作等に関わるものであったことから、四国電力送配電株式会社及び関西電力送配電株式会社による原因調査及び再発防止策の策定に際し、必要な関与・協力等を行った。
- ・ ２０２５年度から小売電気事業者の調達状況に関する情報（エリア毎の小売電気事業者のスポット市場依存量（調達先未定数量）実績値）を公表するための準備を実施した。

（２）作業停止計画等の調整

会員から提出される広域連系系統等の作業停止計画について、太陽光などの再生可能エネルギーの増加による供給構造の変化を踏まえて調整の実施時期等を選定した上で、

2024年度の月間計画・計画外・緊急時の作業並びに2025年度及び2026年度分の年間計画の調整及び承認を行った。また発電事業者側の長期的な予見性確保に資するため、2027年度以降において計画が具体化し、かつ連系線の運用容量に長期間影響を与える件名も併せて公表した。

作業停止計画及び容量停止計画に関する調整業務について、手戻り等が生じないように、作業停止計画調整スケジュールを容量停止計画調整スケジュールに合わせることで、意見募集の実施、2024年11月26日開催の「第103回調整力及び需給バランス評価等に関する委員会」での報告、関連規程の改正を経て、2025年度より運用を開始することとした。

(3) 系統利用の高度化

再生可能エネルギーなどの新規電源の早期連系と電力系統の整備・維持に必要なコスト低減の両立を図るため、既存の系統設備を有効活用する仕組みである「日本版コネクト&マネージ」に関し、以下の取組を実施した。

- ・系統アクセス検討の申込みが急増している系統用蓄電池の更なる導入促進を目的に、系統用蓄電池の系統接続に伴う順潮流側系統混雑（平常時）を含むルール整備について検討を進め、一定の充電の抑制を前提に系統増強を行わずに連系を承諾することができることとした。
- ・作業時等以外の平常時に発生する可能性のある系統混雑に備え、これら系統混雑による供給力や調整力への影響を評価する方法を検討した。
- ・基幹系統及びローカル系統の平常時における系統混雑解消を目的に、一般送配電事業者が再生可能エネルギーの出力制御を行った場合に、業務規程に基づき、送配電等業務指針に照らしてあらかじめ定められた再給電方式（一定の順序）の出力制御順に則って実施されたか妥当性を検証するための、事後確認の基本的考え方や具体的手法を整理し、公表した。なお、2024年度は、本機関の妥当性検証対象である、系統混雑解消を目的とした再生可能エネルギーの出力制御は1系統で実施された。
- ・N-1電制の実施に伴う費用精算に関する妥当性について3件検証を実施した。

(4) 効率的なアクセス業務

電源接続案件一括検討プロセスに関する一般送配電事業者への指導を適切に実施するとともに、発電事業者を含めた制度及びルールに関する問い合わせ対応を行った。

また、系統連系希望者から本機関に申込みのあった事前相談43件、接続検討62件について系統接続時の負担金や工期等について妥当性の確認を行うとともに、公平な扱いが行われていることを確認した。

なお、系統利用の高度化に対応するための本機関業務の合理化の一環として、本機関でも受付を行っていた事前相談や接続検討の要否確認については、2024年8月から一般送配電事業者の受付に集約した。

さらに、ローカル系統におけるノンファーム型接続適用を踏まえて導入する「混雑緩和希望者提起による系統増強プロセス」について、手続き方法などを整理・公表した上で、2025年1月から運用を開始した。

(5) グリッドコードの検討

再生可能エネルギー導入拡大時の電力システムの信頼性や経済性を確保するため、系統に接続される電源等が従うべきルールであるグリッドコードを整備することを目的とした「グリッドコード検討会」にて検討審議を行い、以下の対応を実施した。

① 早期要件化項目の整理

導入の急拡大が見込まれる蓄電池やEV用急速充電器、過酷事故時の広範囲な停止が懸念されるインバータ電源など、系統へ大きく影響を与える設備を対象とした技術要件をフェーズ2として前倒しで検討していくこととし、フェーズ2の具体的な検討項目、及び早期要件化に向けた検討スケジュールを整理した。

② 系統連系に関する規程類の改定

系統連系に関する「電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン（資源エネルギー庁）」、「系統連系規程（日本電気協会）」及び「系統連系技術要件（一般送配電事業者）」の各規程に対して、フェーズ2の技術要件を反映した改定案を作成し、提案した。また、系統アクセス手続きで用いる接続検討申込書等の様式集の2025年4月改定に向けて、改定案を作成した。

(6) 災害時連携計画、相互扶助

災害の早期仮復旧に係る費用の負担を全国規模で調整する相互扶助制度について、一般送配電事業者からの年次拠出金を受け入れ、各申請案件について審査の上、13件の交付決定及び交付金の交付手続を適正に実施した。また、令和6年能登半島地震を受けた状況等を踏まえ、一般送配電事業者が、大規模災害において柔軟な申請を行えるよう、「災害等復旧費用の相互扶助運用要領」の一部改定を行った。さらに、2021年の制度開始以降の災害等扶助交付金の交付実績等を踏まえ、年度以降の拠出金総額及び積立基準額の設定について検討を開始し、検討状況を2024年12月4日開催の「第11回運営委員会」で報告した。

加えて、災害時連携計画について、各一般送配電事業者から、別添9「需給状況改善・系統復旧方針」の制度変更に伴う追加供給力対策の発動手順の更新に係る変更計画の提出を受け、本機関が定める考慮事項に基づき内容を確認の上、経済産業大臣へ送付した。

3. 再生可能エネルギーの導入促進

再生可能エネルギーの導入拡大と国民負担の抑制を両立しながら、「主力電源化」に向けた環境整備を進めていくことを目指し、FIT制度及びFIP制度や入札制度、太陽光発電パネルの廃棄等費用の積立に係る業務について、以下のとおり適正かつ効率的に運営した。

- ・FIT制度及びFIP制度に係る納付金・交付金算定・入札に当たっては、法令・指針や規程類に則り、適正な算定及び情報管理を徹底しながら適正かつ効率的な業務運営を行った。
- ・資金の収支については、賦課金単価や市場動向等を踏まえた収支見通しを策定の上、月々の実績管理を行うことで、国とも緊密に連携しつつ資金管理を行った。

- ・複数年で収支相償とする制度の下、F I T業務及びF I P業務等における一時的な資金不足に対しては、法の規定に基づき2024年5月に3400億円、9月に4200億円の政府保証借入を行った。
- ・新たな制度変更として、発電側課金対応や太陽光パネル増設時の廃棄等費用の一括積立費用に係る対応の整理を行った。
- ・2024年4月の再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）の改正に伴い導入された交付金相当額積立制度（再生可能エネルギーの地域共生に向けた規律強化のため、事業計画違反が確認された認定事業者に対しF I T交付金及びF I P交付金の交付を留保し、本機関に積立させる制度）について、事業計画違反が確認された認定事業者に対して、経済産業大臣の命令に基づき、確実な交付金留保対応等を行った。
- ・再生可能エネルギー関連業務に関する数多くの事業者からの問合せや申出等に的確に対応するとともに、本機関ウェブサイトを通じてF I T制度及びF I P制度に必要な手続きやFAQを公表した。

4. システムの整備・安定運用

確実かつ効率的な業務遂行を実現する情報システムの整備を進めるため、国の制度改革を踏まえた開発、利用者利便性や業務効率化に資する開発等を計画的に実施した。同時に、経年化しつつあるシステムも含め安定稼働を確実に維持するため、計画的にメンテナンスや運用保守作業を実施した。

また、システムの整備及び更新等における質と効率性を一層向上させるため、CIOアドバイザー等専門家の知見を活用し、システム化範囲の妥当性確認、コスト精査、プロジェクトマネジメント強化、中長期を見据えた計画の全体調整等の取組を進めた。その一環として、本機関の各情報システムについて、品質、コスト及び納期を適切に評価し、課題解決することを目的とした活動（OCCCTO-PMO活動）を本格化させ、品質評価及びコスト妥当性確認の強化に取り組んだ。

（1）広域機関システムの開発及び維持管理の効率化

様々な制度改革や系統構成の変化に的確に対応しつつ、一般送配電事業者を始めとする電気事業者や取引所等のシステムとの安定的な連携の下、広域機関システムの開発や維持管理等を計画的かつ着実に進めており、2024年度は以下の取組を実施した。

- ・2025年度からの運用開始に向けて、翌々日計画の48点化、それに基づく広域予備率の算定に対応した開発を行った。さらに、中地域交流ループ化に伴う3供給エリア間の運用容量や計画潮流のフェンス管理への変更や、需給調整市場における全商品の前日調達化などの制度改革に対応した開発の検討に着手した。なお、2025年度から需給調整市場での三次調整力②の調達ブロック時間を従来の3時間から30分へ変更することについて詳細検討し、これに伴う開発は不要と判断した。
- ・現行の広域機関システム（以下「現行システム」という。）の維持管理及び保守においては、現行システムのリプレイス時期も見据えつつ、必要最小限のハードウェア保守限界対策として、老朽化やサポート切れの端末を更新するとともに、2027年度完了に向

けて計画的なサーバの更新を開始することにより、正常かつ安定した運用に万全を期した。

- ・当初2030年度末とした現行システムのリプレースのスケジュール（2025年度本格開発着手）については、見直しを行い、現行システムの暫時延命を前提に、一般送配電事業者9社が共同で進めている次期中央給電指令所システム更改との協調及び機能分担等の検討、調整を引き続き進めた。
- ・その他、2024年度においては、同時市場などの制度の議論も注視しつつ、不必要な重複投資は避け、システム間の全体最適による社会コスト抑制を追求し、システム間の接続、移行リスクに万全を期するため、必要な検討及び調整を進めた。

（2）容量市場、再生可能エネルギー関連業務、スイッチング支援システム等

容量市場、再生可能エネルギー関連、需要家の円滑な小売電気事業者の切替え（スイッチング）支援等の業務の適正かつ効率的な実施に不可欠な各システムの安定運用を維持する観点から、2024年度は以下の取組を実施した。

- ・容量市場システムにおいては、2025年度実需給期間から制度変更となる非効率石炭火力電源に対するリクワイアメントの追加及び実需給期間の業務の適正かつ効率的な実施のためのシステム開発に着手した。また、長期脱炭素電源オークションで今後必要となるシステム開発の検討や調整を開始した。
- ・再生可能エネルギー関連システムにおいては、FIP制度における蓄電池の系統充電など国の審議会等における制度改正の検討を踏まえた対応及び適正かつ効率的な業務運営のためのシステム開発を行った。
- ・上記のほか、スイッチング支援システム、広域予備率Web公表システム、ユニット別発電実績公開システム、会員情報管理システム、会計システム、OAシステム等についても必要な改良、運用・保守等を計画的に行った。

（3）情報システムのセキュリティ対策

本機関の情報セキュリティ及びサイバーセキュリティ対策を高めるべく、以下の区分ごとの取組を実施し、重大なセキュリティ事故発生ゼロを維持した。

- ① 技術的対策：外部攻撃対策、内部不正対策、常時監視等の運用を行った。
- ② 物理的対策：セキュリティ区画管理、入退室管理、サーバーラックの施錠と鍵管理等の不審者対策の運用を行った。
- ③ 人的対策：職員への注意喚起、標的型攻撃メール訓練、セキュリティ自己点検、新規入関職員向けを含む各種研修、セキュリティインシデント発生時の連絡体制の見直し等を実施した。

5. 事業を支えるガバナンス強化

本機関では、電気事業法等に基づく国の規制や審議会等における議論、国の認可を受けた定款等に基づく総会や理事会、評議員会、委員会等の審議や決議、内部監査等により、多層的にチェックするガバナンスが構築されており、その実効性の向上に取り組んだ。

その一環として、監査法人による会計監査や企業会計基準を導入し、財務会計の透明性

の向上やガバナンスの強化を進めた。

(1) 監査法人による会計監査の導入

昨今の業務の拡大、取り扱う資金の増大や、2020年11月25日公表の「電力広域的運営推進機関検証ワーキンググループ」の取りまとめを踏まえ、2024年度決算に向けて監査法人による会計監査を導入した。また、会計処理の透明性向上のため、一般に公正妥当と認められる企業会計基準に準拠しつつ、本機関の経営成績をより適切に表示する会計整理に変更するべく会計規程等を改正し、実務・体制を適切に構築する取組を進めた。

(2) 監査・モニタリング

本機関の業務が、関係する法令及び諸規程等に則り適正に行われているかについて、中立性・公平性に基づく統制を検証する業務監査、会計処理及び財務報告の適正性を検証する会計監査、文書管理及び情報管理の適正性を検証する文書・情報管理監査並びに情報セキュリティ監査を実施した。

特に、F I T制度及びF I P制度及び容量市場における多額の資金を扱う業務について、資金取引の内部統制が確実に実施されているか、その運用状況とともに、資金取引の適正性を重点的に検証した。

情報セキュリティについては、第三者の専門性を活用した外部委託による監査を実施したほか、役職員に対する教育及び訓練等を実施し、日常業務における内部モニタリングを併せて実施した。

また、自主的に内部通報制度を導入し、2024年4月より運用を開始した。

6. その他の業務を支える基盤整備と組織運営

電力システムを取り巻く環境変化に対応し、本機関の業務が拡大し、複雑・多様化することに伴い、需要家を含むステークホルダーへの効果的な情報発信、体制の整備、高スキルの人材確保や育成、予算や業務の効率化、大規模災害等非常時の対応力強化などが重要となる。このため、これらの横断的課題に計画的かつ機動的に対応し、組織運営の基盤を支える取組を強化した。

(1) 情報発信及び広報の強化

本機関の「顔」であり関係者の情報ハブでもあるウェブサイトについて改善検討に着手するとともに、総会、理事会、評議員会や各種委員会等の資料や議事録などを引き続き適切に公開することを含め、一般向け情報や会員向け情報を積極的に発信した。また、需給状況の悪化時に会員への指示等対応を行った際には、速やかに公表した（需給状況改善指示：34回）。

また、ウェブサイト経由の照会に効率的に対応すべく管理ツールを導入し、回答の迅速化や対応品質の均一化に取り組んだ。

報道機関からの取材、問合せに随時対応したほか、容量市場や夏季及び冬季の需給状況の監視、需要想定並びに供給計画の取りまとめなど、報道機関への説明会等も5回実施し

た。

非常時の対応を含め、一般送配電事業者との間で広報担当者間の連携体制を強化するとともに、広域需給運用について全国各地で情報発信及び理解醸成を進めるべく、まずは九州電力送配電株式会社と連携し、九州エリアの報道機関向け勉強会を開催した。

年次報告書について、電力需給や電力系統の状況等に関し、本機関が収集した情報及び会員から提供される情報に必要な分析を加え、取りまとめて公表した。具体的には、業務規程に基づき、電力需給（周波数、電圧及び停電に関する電気の質についての供給区域ごとの評価、分析を含む。）、電力系統の状況、系統アクセス業務実績、翌年度及び中長期の電力需給及び電力系統に関する見通し及び課題、予備力及び調整力の評価並びに検証等に関する報告書を作成し公表した。2024年度も、各報告書に収録されたデータを分析に活用することができるよう、データ集として併せて整理しウェブサイトに掲載した。

加えて、海外関連機関との技術懇談や、欧州・アジア各国から本機関への視察の受け入れを8件実施したほか、国際学会の国際大電力システム会議（CIGRE 2024）パリ大会において、カーボンニュートラル実現のための広域系統長期方針に基づく日本の電力系統の将来展望を発信した。

調査及び研究については、本機関の業務に関連する海外の知見を活用し、国内の制度設計等における議論へ有効活用するべく、容量市場に関して、容量メカニズムを導入している欧州各国及び北米の制度設計を所管する政府機関や市場管理者及び市場に参加する発電事業者等を本機関職員が訪問し、容量市場制度に関する最新動向のヒアリングや意見交換等を実施した。

また、同時市場に関する調査のため、カナダの独立系統運用事業者の訪問や、米国の独立系統運用事業者とのWeb会議を通じ、制度詳細に関するヒアリングや意見交換を実施した。

（2）組織運営体制の継続的見直し

多様な背景を有する職員が協働する中、本機関の使命・役割についての意識を高め、中立・公平な業務遂行、相互の連携・研鑽により高みを目指す組織文化を醸成するため、「組織体制についてのアクションプラン」（2021年6月策定）や、本機関が社会に対して果たす使命やあるべき姿をミッション、ビジョン、バリューの観点から取りまとめた「運営理念」（2024年2月策定）について、様々な場面を通じてその浸透を図った。

また、本機関では、電気事業法等に基づく国の規制や審議会等における議論、国の認可を受けた定款等に基づく総会や理事会、評議員会、委員会等の審議や決議、内部監査等により、多層的にチェックするガバナンスを構築しており、その実効性の一層の向上に努めた。

さらに、定款等の規定を踏まえた「会費滞納者名の公表」について、2024年度は一層迅速かつ的確に対応を進め、2024年9月、滞納していた会員5者に対し、数次にわたる督促・催告を経て、滞納者名を公表し、経済産業大臣へ報告した。

また、本機関は、昨今の業務の拡大、取り扱う資金の増大を踏まえ、役員の人材確保及び職務執行上のリスクに対する萎縮の防止のため、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結した。当該保険契約により、被保険者（理事長、理事、監事）が負担すること

となる、その職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を填補することとしている。ただし、犯罪行為や意図的に違法行為を行った場合は填補の対象外とすること等により、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じている。

（３）職員の確保・育成等

本機関の業務が拡大する中、業務の難易度やリスク、業務負荷は高まっており、制度の運用から事務管理・会計経理まで、質量ともに多くの人材を必要としている。このため、即戦力となる出向者の受け入れを行いつつ、引き続き新卒・中途問わず、プロパー職員の採用を積極的に行い、２０２４年度は１９人（新卒２、中途１７（契約職員を含む。））が入関した。２０２５年度までに大手電力からの出向者比率を５０％未満まで計画的に引き下げる目標についても、前倒しで達成した（２０２４年度末４８．７％）。また、２０２５年度新卒採用予定者として８名を内定した。

本機関のプロパー職員には、実務に精通しつつ、会員企業や学識経験者等との高い調整能力や業務マネジメント能力が一般に求められるが、さらに、高度な需給分析やシステム管理運用など、高い特定の専門性が求められるスタッフ的業務も存在する。こうした様々な人材の受け入れを促進するため、２０２４年４月からスペシャリスト職（管理職相当）を新設したほか、１０月より一般職員にも主任を新設し、キャリアパスの多様化を進めている。

プロパー職員に対しては、各種研修の充実を図るとともに、幅広い分野の資格等取得を支援するスキルアップ支援制度（表彰金あり）も２０２４年４月から開始した。

（４）予算・財務管理

本機関の運営は、基本的に電気事業者たる会員の会費・特別会費から成り立っており、効果的・効率的な事業運営や予算執行が強く求められているため、２０２４年度から四半期ごとに予算の執行状況及び支出見通しを管理することで予算管理を高度化した。また、予算策定時には、当該予算の必要性、効率性、優先度などを一層精査するとともに、特別会費を請求する一般送配電事業者のレベニューキャップにおける位置づけや国の審査の考え方も踏まえ、システム予算規模の中期見通し等を状況変化があれば早めに情報共有することを含め、各方面に必要な説明責任を果たしながら、計画的な予算確保が円滑かつ確実に措置されるよう取り組んだ。予算執行時・調達時には、入札を原則とした適切な方法を選択し、情報管理・コンプライアンスとともに必要な透明性を確保することに関して役員向け研修を行うなど、適正な執行及び経費節減に向けた取組を強化した。

また、決算時には、２０２３年度決算から導入した企業会計基準に準拠し、財務会計システムを活用した厳正的確な会計処理により財務諸表等に取りまとめ、事業報告書とともに公表し、透明性を確保した。

（５）災害等への対応

２０２４年８月に南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された際には、業務規程や防災業務計画に基づき警戒態勢を発令、警戒本部を設置し、連絡体制の確認や情報

収集の円滑化等を図った。

平常時においては、総合防災訓練や、事業継続計画に基づき優先継続業務を遂行するべく西日本に構築したバックアップ運用拠点において、本機関職員が到着するまでの系統監視等の業務委託先である事業者に対する実技訓練を実施する等、災害対応力の更なる強化及び実効性向上に向けた必要な準備を進めた。

また、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に基づく指定公共機関であることを踏まえ、防災業務計画、新型インフルエンザ等対策業務計画及び国民の保護に関する業務計画について、本機関における対応態勢の発令に係る規定を整備する等の一部変更を行うとともに、事業継続計画についても、昨今の業務拡大等に鑑み優先継続業務を見直すなどの一部変更を行い、不測の事態に備えた。

（６）苦情又は相談の対応

2024年度は、送配電等業務に関する電気供給事業者等からの苦情及び相談を7件受け付け、2023年度からの継続1件を含め、6件の対応を終了した。

また、2023年度、2024年度上期における苦情及び相談対応の状況について取りまとめ、公表した。

（７）紛争の解決

和解の仲介（あっせん・調停）の申請はなかった。

（８）送配電等業務指針等の規程類の整備

2024年度は、定款の改正を1回（認可日：2024年4月1日）、業務規程の改正を2回（認可日：2024年4月10日、2024年7月22日）、送配電等業務指針の改正を2回（認可日：2024年4月10日、2024年7月22日）実施した。また、2025年4月施行に向け、2025年3月6日に定款、業務規程及び送配電等業務指針の認可申請を行った（認可日：2024年3月26日）。主たる改正内容は、以下のとおりである。

① 下げ調整力不足時の受電エリアの電源の出力制御に関する改正

再生可能エネルギーの導入が拡大する一方で、再生可能エネルギーの出力制御の必要性が増加していることから、再生可能エネルギーを最大限活用するため、国の審議会での整理に基づき、一般送配電事業者間で余剰電力の送受電（長周期広域周波数調整）を行う際、受電エリアにおいても、必要に応じて調整電源に加え、非調整電源の出力を抑制し、受電エリアの受電可能量を増やす運用を行うことを規定した。また、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則（平成24年経済産業省令第46号）の改正により、受電エリアの再生可能エネルギーを無補償で出力制御することが規定されたことを踏まえ、再生可能エネルギーの出力制御を行っても、なお供給余剰を回避できず下げ代不足融通指示を行う場合は、必要に応じて再生可能エネルギーの出力制御により余剰電力を受電することを明記した。当該改正に伴う送配電等業務指針の

変更については、２０２５年３月６日に経済産業大臣へ認可申請を行った。

② 中地域交流ループの運用開始に向けた改正

中地域（中部・北陸・関西）の３エリアをそれぞれ結ぶ連系線については、ルート断事故時の供給信頼度の向上や運用容量の増加を目的に、南福光ＢＴＢ（南福光連系所の直流連系設備）を廃止して中部北陸間を直流連系から交流連系に切り替え、中地域で交流ループ運用を行うことが、２０２６年度当初に予定されている。このため、２０２３年７月２５日開催の「第８８回調整力及び需給バランス評価等に関する委員会」での整理に基づき、中地域交流ループの運用開始後は、交流ループ系統内のルート断事故時における健全ルートへの回り込み潮流を考慮して、中部・北陸・関西各エリア間の連系線の運用容量等を３つのフェンス潮流で管理することを規定した。当該改正に伴う業務規程の変更については、２０２５年３月６日に経済産業大臣へ認可申請を行った。

③ 系統制約による蓄電設備の出力制御等に関する改正

再生可能エネルギーの導入拡大に伴い、系統用蓄電池が需給変動などの対応に果たす役割が増大しているところ、系統混雑を許容し系統整備を待たずにノンファーム型接続が進むことが期待されている。これに関し、国の審議会での整理に基づき、平常時の系統制約による放電（逆潮流）側の混雑発生時においては、非調整電源の発電機等の出力抑制順位について、火力電源等の出力抑制の次に、蓄電設備の放電を抑制する順位とすることを規定した。充電（順潮流）側については、混雑が発生しないよう系統増強を行ってから連系することを前提にしているが、２０２３年９月２２日開催の「第７０回広域系統整備委員会」での整理に基づき、蓄電設備の連系に際して、電力設備のＮ－１故障時には、当該蓄電設備の充電を停止することを条件に平常時の運用容量を拡大し、系統増強を行わずに連系を承諾することができることや、系統作業により混雑が発生すると予想される場合は、蓄電設備の放電抑制に加え、蓄電設備の充電を抑制することを規定した。当該規制に伴う業務規程及び送配電等業務指針の変更については、２０２５年３月６日に経済産業大臣へ認可申請を行った。

④ 作業停止計画調整の見直しに関する改正

電力の安定供給を維持するため、本機関及び一般送配電事業者が取りまとめ及び調整を実施している作業停止計画と容量停止計画については、作業停止計画に先行して容量停止計画の調整を実施している。これに関し、２０２４年１１月２６日開催の「第１０３回調整力及び需給バランス評価等に関する委員会」での整理に基づき、作業停止計画と容量停止計画について、効率的に整合を図りながら調整業務を実施するため、作業停止計画の調整スケジュールを前倒し、容量停止計画の調整スケジュールに合わせることを規定した。当該改正に伴う業務規程及び送配電等業務指針の変更については、２０２５年３月６日に経済産業大臣へ認可申請を行った。

⑤ 翌々日計画の細分化（４８点化）に伴う改正

需給状況悪化に関する情報発信などの重要性の高まりから、２０２４年４月から本機関が指定する２点（最大需要時及び最小予備率時）で公表している翌々日の広域予備率について、国の審議会での整理に基づき、２０２５年４月から翌日・当日の計画断面と同じく４８点で算出し、公表するため、電気事業者等が４８点の翌々日計画を本機関等に提出することを規定した。

当該規定に係る送配電等業務指針の変更については、2024年7月22日に経済産業大臣の認可を受けた（2025年4月1日から施行）。

⑥ 系統アクセス業務の一部見直しに伴う改正

本機関は、系統アクセス業務のうち最大受電電力が1万kW以上の発電設備等を対象として事前相談及び接続検討の要否確認の受け付け、一般送配電事業者等の検討結果の妥当性や差別的な扱いがないかを確認していた。一般送配電事業者等の回答に関しては、適切な運用が定着し、近時は差別的な取扱い等の問題が発生していないことに加え、新たな系統接続・利用ルールの確実な運用や事後検証等本機関の役割が新たに増加していることを踏まえ、国の審議会での整理に基づき、事前相談及び接続検討の要否確認の受付業務を一般送配電事業者等に集約することを規定した。当該規定に係る業務規程及び送配電等業務指針の変更については、2024年7月22日に経済産業大臣の認可を受け、2024年8月1日から施行した。

参考 電気事業法第二十八条の四十に位置づけられた本機関の業務との対照表

電気事業法 第六目 業務（業務）	2024年度事業報告での記載箇所
第二十八条の四十 推進機関は、第二十八条の四の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。	—
一 会員が営む電気事業に係る電気の需給の状況の監視を行うこと。	1－1．（１）会員の需給状況に関する監視・管理
二 第二十八条の四十四第一項の規定による指示を行うこと。	1－1．（２）需給の状況が悪化した場合等における会員への指示
三 送配電等業務（一般送配電事業者、送電事業者及び配電事業者が行う託送供給の業務その他の変電、送電及び配電に係る業務をいう。以下この項において同じ。）の実施に関する基本的な指針（以下この節において「送配電等業務指針」という。）を策定すること。	6．（７）送配電等業務指針等の規程類の整備
四 第二十九条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による検討及び送付を行うこと。	1－2．（１）供給計画を通じた需給管理
四の二 第三十三条の二第三項の規定による検討及び送付を行うこと。	2－2．（６）災害時連携計画、相互扶助制度
五 入札の実施その他の方法により発電等電気工作物を維持し、及び運用する者その他の供給能力を有する者を募集する業務その他の供給能力の確保を促進するための業務を行うこと。	1－3．（１）容量市場、長期脱炭素オークション、 （２）予備電源制度（電源入札）の検討・実施
五の二 第九十七条第一項の卸電力取引所から第九十九条の八の規定による納付を受け、変電用、送電用及び配電用の電気工作物の整備及び更新に関する費用の一部に充てるための交付金を交付すること。	2－1．（２）系統整備の事業環境整備
五の三 第九十七条第一項の卸電力取引所から第九十九条の八の規定による納付を受け、第二十八条の五十第一項に規定する認定整備等事業者に対し、同条第二項に規定する認定整備等計画に基づく電気工作物の整備又は更新に必要な資金を貸し付けること。	2－1．（２）系統整備の事業環境整備
五の四 前二号に掲げる業務（第二十八条の四十八第一項、第二十八条の五十四第一号及び第九十九条の八において「広域系統整備交付金交付等業務」という。）を実施するため、同項に規定する広域系統整備計画を策定すること。	2－1．（１）広域系統整備計画の推進
六 送配電等業務の円滑な実施その他の電気の安定供給の確保のため必要な電気供給事業者に対する指導、勧告その他の業務を行うこと。	6．（６）苦情又は相談の対応及び紛争解決
七 送配電等業務についての電気供給事業者からの苦情の処理及び紛争の解決を行うこと。	6．（６）苦情又は相談の対応及び紛争解決
八 送配電等業務に関する情報提供及び連絡調整を行うこと。	1－1．（３）再生可能エネルギー出力抑制時の検証、（４）夏季・冬

	季の電力需給検証並びに電力需給確認 2-1.(3) 高経年化設備更新 2-2.(1) 地域間連系線の管理、(2) 作業停止計画等の調整、(3) 系統利用の高度化、(4) 効率的なアクセス業務、(5) グリッドコードの検討 4.(1) 広域機関システムの開発及び維持管理の効率化、(3) 情報システムのセキュリティ対策
八の二 再生可能エネルギー電気特措法第二条の二第三項、第十五条の二第一項及び第二十八条第二項（再生可能エネルギー電気特措法第二十八条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による交付金の交付、再生可能エネルギー電気特措法第十五条の十一第二項及び第二十九条の二第二項の規定による徴収並びに再生可能エネルギー電気特措法第三十一条第一項及び第三十八条第一項の規定による納付金の徴収を行うこと。	3.(1) F I T・F I P入札・交付等業務、廃棄費用積立、違反事業者への交付金積立措置
八の三 再生可能エネルギー電気特措法第十五条の十九の規定による交付金相当額積立金及び解体等積立金の管理を行うこと。	3.(1) F I T・F I P入札・交付等業務、廃棄費用積立、違反事業者への交付金積立措置
九 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。	5.(1) 監査法人による会計監査の導入、(2) 監査・モニタリング 6.(1) 情報発信及び広報の強化、(2) 組織運営体制の継続的見直し、(3) 職員の確保・育成等、(4) 予算の適正な管理、(5) 災害等への対応
十 前各号に掲げるもののほか、第二十八条の四の目的を達成するために必要な業務を行うこと。	1-1.(4) 夏季・冬季の電力需給検証並びに電力需給確認 1-2.(2) 将来の需給管理の複数シナリオの検討 1-4.(1) 必要予備力及び調整力の適正な確保に係る検討、(2) 需給調整市場の検討、(3) 同時市場の検討 4.(2) 容量市場、再生可能エネルギー関連業務、スイッチング支援システム等、(3) 情報システムのセキュリティ対策

2 推進機関は、前項各号に掲げる業務のほか、電気事業の広域的な運営の推進に資するため、次に掲げる業務を行うことができる。	—
一 電気工作物の災害その他の事由による被害からの復旧に関する費用の一部に充てるための交付金を交付すること。	2－2．（6）災害時連携計画、相互扶助制度
二 再生可能エネルギー電気特措法第七条第十項の規定による入札を実施すること。	3．（1）F I T・F I P入札・交付等業務、廃棄費用積立、違反事業者への交付金積立措置
3 推進機関は、前二項に規定する業務の実施に当たっては、エネルギー政策基本法（平成十四年法律第七十一号）第十二条第一項に規定するエネルギー基本計画その他のエネルギーの需給に関する施策の内容について配慮しなければならない。	—

Ⅲ．総会、理事会、評議員会等の開催状況

2024年度の総会、理事会、評議員会及びその他各種委員会の開催状況は、以下のとおりである。

1．総会の開催状況

計3回開催し、都度、議案及び議事録を公表した。

2．理事会の開催状況

計56回開催し、都度、議案及び議事概要を公表した。

3．評議員会の開催状況

計4回開催し、都度、議案及び議事録を公表した。

4．その他各種委員会等の開催状況

- ・運営委員会 3回
- ・広域系統整備委員会 11回
 - ・コスト等検討小委員会 7回
 - ・計画評価及び検証小委員会 2回
- ・調整力及び需給バランス評価等に関する委員会 11回
 - ・需給調整市場検討小委員会 8回
 - ・調整力の細分化及び広域調達の技術的検討に関する作業会 8回
 - ・将来の運用容量等の在り方に関する作業会 6回
- ・容量市場の在り方等に関する検討会 8回
- ・グリッドコード検討会 2回
- ・将来の電力需給シナリオに関する検討会 3回
- ・運用容量検討会 4回
- ・マージン検討会 1回
- ・同時市場の在り方等に関する検討会（資源エネルギー庁と共催）7回
 - ・同時市場における電源起動・出力配分ロジックの技術検証会 6回

以上

2024年度 収入支出決算書(収入の部)

【合計】

【収入】

(単位：千円)

科目	収入予算額(A)	収入決定済額(B)	収入予算額と収入決定済額との差額(B-A)	備考
会費収入	10,722,793	10,723,983	1,190	
会費	18,500	19,690	1,190	
特別会費	10,704,293	10,704,293	-	
預り納付金等取崩収入	2,692,427	2,588,511	▲ 103,916	
手数料収入	27,000	16,200	▲ 10,800	
退職給付引当金戻入	-	728	728	
その他収入	33,041,902	30,468,227	▲ 2,573,675	
非化石証書売却収入	24,353,035	21,992,783	▲ 2,360,252	
政府補助金収入	8,000,000	8,000,000	-	
受取利息	688,867	475,442	▲ 213,425	
その他	-	1	1	
前年度よりの繰越金	3,330,356	4,001,093	670,737	
合計	49,814,478	47,798,742	▲ 2,015,736	

(注1) 計数は、単位未満切り捨てのため合計と一致しない場合がある。

(注2) <->の表記は、計算上ゼロあるいは該当数字なしを示し、<0>の表記は、単位未満を切り捨てた場合のゼロを示す。

2024年度 収入支出決算書(支出の部)

【合計】

【支出】

(単位：千円)

科目	支出予算額(A)	前事業年度からの繰越額(再掲)(B)	予備費使用額(C)	流用増減額(D)	支出予算現額(E=A+C+D)	支出決定済額(F)	翌事業年度への繰越額(G=E-F)	不用額(E-F-G)	備考
人件費	2,665,776	464,510	-	-	2,665,776	2,312,751	353,025	-	
役職員給与	2,215,257	362,191	-	-	2,215,257	1,950,336	264,921	-	
退職給付引当金繰入	81,329	13,008	-	-	81,329	59,251	22,078	-	
その他人件費	369,190	89,311	-	-	369,190	303,163	66,027	-	
租税公課	1,318,273	838	-	1,020	1,319,293	1,317,198	2,095	-	
固定資産関係費	6,426,685	842,724	-	▲ 1,029	6,425,656	4,888,128	1,537,528	-	
有形固定資産取得費	1,424,559	7,293	-	-	1,424,559	692,484	732,075	-	
無形固定資産取得費	5,001,866	831,039	-	▲ 1,029	5,000,837	4,195,463	805,374	-	
修繕費用	260	4,393	-	-	260	180	80	-	
運営費	5,588,543	1,409,104	-	9	5,588,552	4,106,416	1,482,136	-	
支払利息	272,360	602	-	-	272,360	271,159	1,201	-	
預り納付金等繰入	33,041,902	-	-	-	33,041,902	30,468,225	2,573,677	-	
予備費	438,196	433,436	-	-	438,196	-	438,196	-	
合計	49,751,735	3,151,212	-	-	49,751,735	43,363,879	6,387,856	-	

(注1) 計数は、単位未満切り捨てのため合計と一致しない場合がある。

(注2) <->の表記は、計算上ゼロあるいは該当数字なしを示し、<0>の表記は、単位未満を切り捨てた場合のゼロを示す。

収入支出決算書に対する注記

電気事業法(昭和39年法律第170号)、「広域的運営推進機関の財務及び会計に関する省令」及び「会計規程及び会計・調達業務の細則に関する規程」並びに「決算報告書作成要領」を適用して、収入支出決算書を作成している。

資金の範囲

(1) 収入支出決算書の対象とする資金の範囲は、手元現金及び要求払預金とする。

(2) 収入支出決算書は、当該事業年度における全ての収入及び支出の内容を明瞭に表示しなければならない。

ただし、以下の勘定科目の増減に伴うものを除く

(ア) 預り金及び預り納付金等(会計・調達業務の細則に関する規程第36条及び第37条に掲げるものを除く)。

(イ) 投資有価証券

(ウ) 短期借入金及び長期借入金

2024年度 収入支出決算書(収入の部)

【広域系統整備交付金交付等業務勘定】

【収入】

(単位：千円)

科目	収入予算額(A)	収入決定済額(B)	収入予算額と収入決定済額との差額(B-A)	備考
会費収入	-	-	-	
会費	-	-	-	
特別会費	-	-	-	
預り納付金等取崩収入	48,759	17,590	▲ 31,169	
手数料収入	-	-	-	
退職給付引当金戻入	-	-	-	
その他収入	260,075	195,607	▲ 64,468	
非化石証書売却収入	-	-	-	
政府補助金収入	-	-	-	
受取利息	260,075	195,607	▲ 64,468	
その他	-	-	-	
前年度よりの繰越金	-	-	-	
合計	308,834	213,198	▲ 95,636	

(注1) 計数は、単位未満切り捨てのため合計と一致しない場合がある。

(注2) <->の表記は、計算上ゼロあるいは該当数字なしを示し、<0>の表記は、単位未満を切り捨てた場合のゼロを示す。

2024年度 収入支出決算書(支出の部)

【広域系統整備交付金交付等業務勘定】

【支出】

(単位：千円)

科目	支出予算額(A)	前事業年度からの繰越額(再掲)(B)	予備費使用額(C)	流用増減額(D)	支出予算現額(E=A+C+D)	支出決定済額(F)	翌事業年度への繰越額(G=E-F)	不用額(H=F-G)	備考
人件費	11,464	-	-	-	11,464	6,472	4,992	-	
役職員給与	9,526	-	-	-	9,526	5,497	4,029	-	
退職給付引当金繰入	350	-	-	-	350	122	228	-	
其他人件費	1,588	-	-	-	1,588	852	736	-	
租税公課	41	-	-	-	41	21	20	-	
固定資産関係費	2,340	-	-	-	2,340	746	1,594	-	
有形固定資産取得費	773	-	-	-	773	51	722	-	
無形固定資産取得費	1,567	-	-	-	1,567	694	873	-	
修繕費用	-	-	-	-	-	-	-	-	
運営費	34,904	-	-	-	34,904	10,344	24,560	-	
支払利息	10	-	-	-	10	5	5	-	
預り納付金等繰入	260,075	-	-	-	260,075	195,607	64,468	-	
予備費	-	-	-	-	-	-	-	-	
合計	308,834	-	-	-	308,834	213,198	95,636	-	

(注1) 計数は、単位未満切り捨てのため合計と一致しない場合がある。

(注2) <->の表記は、計算上ゼロあるいは該当数字なしを示し、<0>の表記は、単位未満を切り捨てた場合のゼロを示す。

2024年度 収入支出決算書(収入の部)

【供給促進交付金交付業務、調整交付金交付業務、系統設置交付金交付業務、特定系統設置交付金交付業務、供給促進交付金返還金徴収業務、調整交付金納付金徴収業務、特定系統設置交付金返還金徴収業務及び納付金徴収業務勘定】

【収入】

(単位：千円)

科目	収入予算額(A)	収入決定済額(B)	収入予算額と収入決定済額との差額(B-A)	備考
会費収入	-	-	-	
会費	-	-	-	
特別会費	-	-	-	
預り納付金等取崩収入	2,598,688	2,540,239	▲ 58,449	
手数料収入	-	-	-	
退職給付引当金戻入	-	18	18	
その他収入	32,781,827	30,272,617	▲ 2,509,210	
非化石証書売却収入	24,353,035	21,992,783	▲ 2,360,252	
政府補助金収入	8,000,000	8,000,000	-	
受取利息	428,792	279,834	▲ 148,958	
その他	-	-	-	
前年度よりの繰越金	-	-	-	
合計	35,380,515	32,812,875	▲ 2,567,640	

(注1) 計数は、単位未満切り捨てのため合計と一致しない場合がある。

(注2) <->の表記は、計算上ゼロあるいは該当数字なしを示し、<0>の表記は、単位未満を切り捨てた場合のゼロを示す。

2024年度 収入支出決算書(支出の部)

【供給促進交付金交付業務、調整交付金交付業務、系統設置交付金交付業務、特定系統設置交付金交付業務、供給促進交付金返還金徴収業務、調整交付金納付金徴収業務、特定系統設置交付金返還金徴収業務及び納付金徴収業務勘定】

【支出】

(単位：千円)

科目	支出予算額(A)	前事業年度からの繰越額(再掲)(B)	予備費使用額(C)	流用増減額(D)	支出予算現額(E=A+C+D)	支出決定済額(F)	翌事業年度への繰越額(G=E-F)	不用額(H=F-G)	備考
人件費	107,163	48,538	-	-	107,163	90,030	17,133	-	
役職員給与	89,053	48,095	-	-	89,053	76,110	12,943	-	
退職給付引当金繰入	3,269	433	-	-	3,269	2,097	1,172	-	
その他人件費	14,841	10	-	-	14,841	11,822	3,019	-	
租税公課	1,309,077	544	-	1,020	1,310,097	1,310,097	-	-	
固定資産関係費	407,797	3,940	-	-	407,797	373,395	34,402	-	
有形固定資産取得費	2,914	3,929	-	-	2,914	-	2,914	-	
無形固定資産取得費	404,883	-	-	-	404,883	373,395	31,488	-	
修繕費用	-	11	-	-	-	-	-	-	
運営費	511,276	12,070	-	▲ 1,020	510,256	503,401	6,855	-	
支払利息	263,375	-	-	-	263,375	263,333	42	-	
預り納付金等繰入	32,781,827	-	-	-	32,781,827	30,272,617	2,509,210	-	
予備費	-	-	-	-	-	-	-	-	
合計	35,380,515	65,090	-	-	35,380,515	32,812,875	2,567,640	-	

(注1) 計数は、単位未満切り捨てのため合計と一致しない場合がある。

(注2) <->の表記は、計算上ゼロあるいは該当数字なしを示し、<0>の表記は、単位未満を切り捨てた場合のゼロを示す。

2024年度 収入支出決算書(収入の部)

【交付金相当額積立金管理業務及び解体等積立金管理業務勘定】

【収入】

(単位：千円)

科目	収入予算額(A)	収入決定済額(B)	収入予算額と収入決定済額との差額(B-A)	備考
会費収入	-	-	-	
会費	-	-	-	
特別会費	-	-	-	
預り納付金等取崩収入	44,980	30,680	▲ 14,300	
手数料収入	-	-	-	
退職給付引当金戻入	-	0	0	
その他収入	-	-	-	
非化石証書売却収入	-	-	-	
政府補助金収入	-	-	-	
受取利息	-	-	-	
その他	-	-	-	
前年度よりの繰越金	-	-	-	
合計	44,980	30,681	▲ 14,299	

(注1) 計数は、単位未満切り捨てのため合計と一致しない場合がある。

(注2) <->の表記は、計算上ゼロあるいは該当数字なしを示し、<0>の表記は、単位未満を切り捨てた場合のゼロを示す。

2024年度 収入支出決算書(支出の部)

【交付金相当額積立金管理業務及び解体等積立金管理業務勘定】

【支出】

(単位：千円)

科目	支出予算額(A)	前事業年度からの繰越額(再掲)(B)	予備費使用額(C)	流用増減額(D)	支出予算現額(E=A+C+D)	支出決定済額(F)	翌事業年度への繰越額(G=E-F)	不用額(H=F-G)	備考
人件費	28,257	7,108	-	-	28,257	16,491	11,766	-	
役職員給与	23,482	7,106	-	-	23,482	13,997	9,485	-	
退職給付引当金繰入	862	2	-	-	862	321	541	-	
その他人件費	3,913	-	-	-	3,913	2,172	1,741	-	
租税公課	102	212	-	-	102	77	25	-	
固定資産関係費	4,620	30,937	-	▲ 1,029	3,591	1,095	2,496	-	
有形固定資産取得費	770	597	-	-	770	-	770	-	
無形固定資産取得費	3,850	30,338	-	▲ 1,029	2,821	1,095	1,726	-	
修繕費用	-	2	-	-	-	-	-	-	
運営費	11,975	66,714	-	1,029	13,004	13,004	-	-	
支払利息	26	-	-	-	26	12	14	-	
預り納付金等繰入	-	-	-	-	-	-	-	-	
予備費	-	-	-	-	-	-	-	-	
合計	44,980	104,969	-	-	44,980	30,681	14,299	-	

(注1) 計数は、単位未満切り捨てのため合計と一致しない場合がある。

(注2) <->の表記は、計算上ゼロあるいは該当数字なしを示し、<0>の表記は、単位未満を切り捨てた場合のゼロを示す。

2024年度 収入支出決算書(収入の部)

【災害等扶助交付金交付業務勘定】

【収入】

(単位：千円)

科目	収入予算額(A)	収入決定済額(B)	収入予算額と収入決定済額との差額(B-A)	備考
会費収入	39,681	25,812	▲ 13,869	
会費	68	47	▲ 21	
特別会費	39,613	25,765	▲ 13,848	
預り納付金等取崩収入	-	-	-	
手数料収入	-	-	-	
退職給付引当金戻入	-	4	4	
その他収入	-	-	-	
非化石証書売却収入	-	-	-	
政府補助金収入	-	-	-	
受取利息	-	-	-	
その他	-	-	-	
前年度よりの繰越金	-	-	-	
合計	39,681	25,817	▲ 13,864	

(注1) 計数は、単位未満切り捨てのため合計と一致しない場合がある。

(注2) <->の表記は、計算上ゼロあるいは該当数字なしを示し、<0>の表記は、単位未満を切り捨てた場合のゼロを示す。

2024年度 収入支出決算書(支出の部)

【災害等扶助交付金交付業務勘定】

【支出】

(単位：千円)

科目	支出予算額(A)	前事業年度からの繰越額(再掲)(B)	予備費使用額(C)	流用増減額(D)	支出予算現額(E=A+C+D)	支出決定済額(F)	翌事業年度への繰越額(G=E-F)	不用額(H=F-G)	備考
人件費	16,261	386	-	-	16,261	15,341	920	-	
役職員給与	13,513	84	-	-	13,513	12,941	572	-	
退職給付引当金繰入	496	89	-	-	496	387	109	-	
その他人件費	2,252	213	-	-	2,252	2,011	241	-	
租税公課	58	-	-	-	58	35	23	-	
固定資産関係費	3,273	-	-	-	3,273	1,220	2,053	-	
有形固定資産取得費	1,091	-	-	-	1,091	83	1,008	-	
無形固定資産取得費	2,182	-	-	-	2,182	1,137	1,045	-	
修繕費用	-	-	-	-	-	-	-	-	
運営費	18,918	8,469	-	-	18,918	9,211	9,707	-	
支払利息	15	-	-	-	15	8	7	-	
預り納付金等繰入	-	-	-	-	-	-	-	-	
予備費	1,156	999	-	-	1,156	-	1,156	-	
合計	39,681	9,852	-	-	39,681	25,817	13,864	-	

(注1) 計数は、単位未満切り捨てのため合計と一致しない場合がある。

(注2) <->の表記は、計算上ゼロあるいは該当数字なしを示し、<0>の表記は、単位未満を切り捨てた場合のゼロを示す。

2024年度 収入支出決算書(収入の部)

【入札業務勘定】

【収入】

(単位：千円)

科目	収入予算額(A)	収入決定済額(B)	収入予算額と収入決定済額との差額(B-A)	備考
会費収入	-	-	-	
会費	-	-	-	
特別会費	-	-	-	
預り納付金等取崩収入	-	-	-	
手数料収入	27,000	16,200	▲ 10,800	
退職給付引当金戻入	-	2	2	
その他収入	-	-	-	
非化石証書売却収入	-	-	-	
政府補助金収入	-	-	-	
受取利息	-	-	-	
その他	-	-	-	
前年度よりの繰越金	59,099	59,099	-	
合計	86,099	75,301	▲ 10,798	

(注1) 計数は、単位未満切り捨てのため合計と一致しない場合がある。

(注2) <->の表記は、計算上ゼロあるいは該当数字なしを示し、<0>の表記は、単位未満を切り捨てた場合のゼロを示す。

2024年度 収入支出決算書(支出の部)

【入札業務勘定】

【支出】

(単位：千円)

科目	支出予算額(A)	前事業年度からの繰越額(再掲)(B)	予備費使用額(C)	流用増減額(D)	支出予算現額(E=A+C+D)	支出決定済額(F)	翌事業年度への繰越額(G=E-F)	不用額(H=F-G)	備考
人件費	30,390	9,944	-	-	30,390	19,884	10,506	-	
役職員給与	25,254	9,873	-	-	25,254	16,843	8,411	-	
退職給付引当金繰入	927	59	-	-	927	426	501	-	
その他人件費	4,209	13	-	-	4,209	2,615	1,594	-	
租税公課	109	83	-	-	109	94	15	-	
固定資産関係費	6,873	1,502	-	-	6,873	1,732	5,141	-	
有形固定資産取得費	665	797	-	-	665	-	665	-	
無形固定資産取得費	6,208	703	-	-	6,208	1,732	4,476	-	
修繕費用	-	2	-	-	-	-	-	-	
運営費	15,914	31,190	-	-	15,914	14,832	1,082	-	
支払利息	28	-	-	-	28	13	15	-	
預り納付金等繰入	-	-	-	-	-	-	-	-	
予備費	-	-	-	-	-	-	-	-	
合計	53,314	42,718	-	-	53,314	36,557	16,757	-	

(注1) 計数は、単位未満切り捨てのため合計と一致しない場合がある。

(注2) <->の表記は、計算上ゼロあるいは該当数字なしを示し、<0>の表記は、単位未満を切り捨てた場合のゼロを示す。

2024年度 収入支出決算書(収入の部)

【左に掲げる業務以外の業務勘定】

【収入】

(単位：千円)

科目	収入予算額(A)	収入決定済額(B)	収入予算額と収入決定済額との差額(B-A)	備考
会費収入	10,683,112	10,698,170	15,058	
会費	18,432	19,642	1,210	
特別会費	10,664,680	10,678,527	13,847	
預り納付金等取崩収入	-	-	-	
手数料収入	-	-	-	
退職給付引当金戻入	-	702	702	
その他収入	-	1	1	
非化石証書売却収入	-	-	-	
政府補助金収入	-	-	-	
受取利息	-	-	-	
その他	-	1	1	
前年度よりの繰越金	3,271,257	3,941,996	670,739	
合計	13,954,369	14,640,869	686,500	

(注1) 計数は、単位未満切り捨てのため合計と一致しない場合がある。

(注2) <->の表記は、計算上ゼロあるいは該当数字なしを示し、<0>の表記は、単位未満を切り捨てた場合のゼロを示す。

2024年度 収入支出決算書(支出の部)

【左に掲げる業務以外の業務勘定】

【支出】

(単位：千円)

科目	支出予算額(A)	前事業年度からの繰越額(再掲)(B)	予備費使用額(C)	流用増減額(D)	支出予算現額(E=A+C+D)	支出決定済額(F)	翌事業年度への繰越額(G=E-F)	不用額(H=F-G)	備考
人件費	2,472,241	398,548	-	-	2,472,241	2,164,530	307,711	-	
役職員給与	2,054,429	297,083	-	-	2,054,429	1,824,946	229,483	-	
退職給付引当金繰入	75,425	12,390	-	-	75,425	55,895	19,530	-	
其他人件費	342,387	89,076	-	-	342,387	283,688	58,699	-	
租税公課	8,886	-	-	-	8,886	6,872	2,014	-	
固定資産関係費	6,001,782	801,985	-	-	6,001,782	4,509,938	1,491,844	-	
有形固定資産取得費	1,418,346	1,973	-	-	1,418,346	692,349	725,997	-	
無形固定資産取得費	4,583,176	795,635	-	-	4,583,176	3,817,408	765,768	-	
修繕費用	260	4,378	-	-	260	180	80	-	
運営費	4,995,556	1,295,016	-	-	4,995,556	3,555,621	1,439,935	-	
支払利息	8,906	602	-	-	8,906	7,785	1,121	-	
預り納付金等繰入	-	-	-	-	-	-	-	-	
予備費	437,040	432,437	-	-	437,040	-	437,040	-	
合計	13,924,411	2,928,586	-	-	13,924,411	10,244,748	3,679,663	-	

(注1) 計数は、単位未満切り捨てのため合計と一致しない場合がある。

(注2) <->の表記は、計算上ゼロあるいは該当数字なしを示し、<0>の表記は、単位未満を切り捨てた場合のゼロを示す。

債務に関する計算書

(単位: 百万円)

事項	前事業年度 末の債務額 A	本事業年度の 債務負担額 B	計 C=A+B	本事業年度の 債務消滅額 D	本事業年度 末の債務額 C-D	債務負担年限
システム開発等に係る経費	1,605	4,580	6,186	984	5,201	2026年度まで
賃貸借経費	1,604	—	1,604	412	1,191	2031年度まで
保守管理運営業務等に係る経費	72	260	332	72	260	2025年度まで
合計	3,281	4,841	8,123	1,468	6,654	

(注1) 計数は、単位未満切り捨てのため合計と一致しない場合がある。

(注2) 金額については税込である。

(注3) <—>の表記は、計算上ゼロあるいは該当数字なしを示し、<0>の表記は、単位未満を切り捨てた場合のゼロを示す。

予算総則に規定した事項に係る予算の実施結果

2024年度電力広域的運営推進機関予算総則(以下「総則」という。)に規定した事項に係る予算の実施結果は、次のとおりである。

1. 総則第2条に規定する2024事業年度において債務を負担することができる限度額及び債務を負担した金額は、次のとおりである。

(単位:百万円)

事項	債務負担限度額	債務負担額
システム開発等に係る経費	6,500	4,580
保守管理運営業務等に係る経費	600	260

※金額については税込である。

2. 総則第3条に規定する役職員給与、退職給付引当金繰入、電源入札拠出金および交際費について、相互流用はなかった。
3. 総則第4条に規定する収入支出予算の弾力条項については、一般会費が予算額に比して増加したが、総会運営等の必要経費に充当した。
4. 総則第5条に規定する役職員の定数及び給与については、予算において予定した定員及び給与の基準を超えた増加又は支給はなかった。

貸借対照表

2025年 3月31日 現在

(単位:千円)

科 目	合計	広域系統整備交付金交付等業務勘定	供給促進交付金交付業務、調整交付金交付業務、系統設置交付金交付業務、特定系統設置交付金返還金徴収業務、調整交付金納付金徴収業務、特定系統設置交付金返還金徴収業務及び納付金徴収業務勘定	交付金相当額積立金管理業務及び解体等積立金管理業務勘定	災害等扶助交付金交付業務勘定	入札業務勘定	左に掲げる業務以外の業務勘定	調整
(資産の部)								
流動資産	1,089,030,960	178,968,806	641,913,193	18,592,387	2,763,029	23,612,340	223,245,454	▲ 64,252
現金及び預金	528,816,911	148,450	264,785,176	18,583,194	2,762,448	23,612,182	218,925,459	-
有価証券	553,700,000	178,700,000	375,000,000	-	-	-	-	-
未収金	170	-	35	-	-	-	64,386	▲ 64,252
貸倒引当金	▲ 60	-	-	-	-	-	▲ 60	-
未収収益	177,789	119,998	57,791	-	-	-	-	-
前払金	168	-	-	-	-	-	168	-
前払費用	35,455	97	641	147	157	158	34,253	-
預り納付金等調整勘定	6,239,872	-	2,066,715	9,045	-	-	4,164,111	-
その他流動資産	60,652	260	2,831	-	424	-	57,135	-
固定資産	130,268,228	-	121,210,591	-	-	5,506	9,052,131	-
有形固定資産	1,837,599	-	-	-	-	-	1,837,599	-
建物	3,463	-	-	-	-	-	3,463	-
建物附属設備	147,252	-	-	-	-	-	147,252	-
工具器具備品	998,804	-	-	-	-	-	998,804	-
リース資産	148,693	-	-	-	-	-	148,693	-
建設仮勘定	539,385	-	-	-	-	-	539,385	-
無形固定資産	7,952,714	-	995,757	-	-	5,506	6,951,450	-
ソフトウェア	6,495,782	-	995,757	-	-	5,506	5,494,518	-
リース資産	515,083	-	-	-	-	-	515,083	-
ソフトウェア仮勘定	941,847	-	-	-	-	-	941,847	-
投資その他の資産	120,477,914	-	120,214,833	-	-	-	263,081	-
敷金及び保証金	263,067	-	-	-	-	-	263,067	-
交付金等立替額	120,214,833	-	120,214,833	-	-	-	-	-
その他	13	-	-	-	-	-	13	-
資産合計	1,219,299,188	178,968,806	763,123,784	18,592,387	2,763,029	23,617,847	232,297,585	▲ 64,252
(負債の部)								
流動負債	1,207,114,853	178,968,715	763,122,442	18,592,153	2,768,334	23,589,059	220,138,400	▲ 64,252
短期借入金	760,000,000	-	760,000,000	-	-	-	-	-
短期リース債務	467,420	-	-	-	-	-	467,420	-
未払金	22,801	4,196	37,047	8,403	5,523	9,130	22,751	▲ 64,252
未払費用	3,168,130	240	2,278,657	-	-	5,885	883,347	-
未払消費税等	4,968,398	-	804,287	-	-	-	4,164,111	-
預り金	23,581,223	-	10	-	-	23,573,439	7,773	-
預り納付金等	414,737,105	178,847,665	-	18,583,194	2,762,448	-	214,543,797	-
預り納付金等調整勘定	116,388	116,388	-	-	-	-	-	-
賞与引当金	43,047	180	1,967	447	292	486	39,672	-
役員賞与引当金	10,337	43	472	107	70	116	9,526	-
固定負債	210,314	91	1,341	233	234	289	208,123	-
退職給付引当金	35,990	50	680	128	113	152	34,863	-
役員退職慰労引当金	24,039	40	661	105	120	136	22,976	-
リース債務	150,284	-	-	-	-	-	150,284	-
負債合計	1,207,325,168	178,968,806	763,123,784	18,592,387	2,768,569	23,589,348	220,346,524	▲ 64,252
(純資産の部)								
純資産								
利益剰余金(繰越損失(▲))	11,974,020	-	-	-	▲ 5,539	28,498	11,951,061	-
純資産合計	11,974,020	-	-	-	▲ 5,539	28,498	11,951,061	-
負債純資産合計	1,219,299,188	178,968,806	763,123,784	18,592,387	2,763,029	23,617,847	232,297,585	▲ 64,252

(注1) 計数は、単位未満切り捨てのため合計と一致しない場合がある。

(注2) < - >の表記は、計算上ゼロあるいは該当数字なしを示し、< 0 >の表記は、単位未満を切り捨てた場合のゼロを示す。

損 益 計 算 書

自 2024年 4 月 1日
至 2025年 3 月 31日

(単位:千円)

科 目	合 計	広域系統整備交付金交付 等業務勘定	供給促進交付金交付業務、調整交付金交付業務、 系統設置交付金交付業務、 特定系統設置交付金 交付業務、供給促進交付 金返還金徴収業務、調整 交付金納付金徴収業務、 特定系統設置交付金返還 金徴収業務及び納付金徴 収業務勘定	交付金相当額積立金管理 業務及び解体等積立金管 理業務勘定	災害等扶助交付金交付業 務勘定	入札業務勘定	左に掲げる業務以外の業 務勘定	調 整
経常収益	50,158,865	333,200	34,886,263	33,359	25,824	16,213	14,864,004	-
事業収益	49,505,634	17,595	34,548,637	33,359	25,824	16,213	14,864,004	-
会費収入	10,724,093	-	-	-	25,812	-	10,698,280	-
預り納付金等取崩収益	2,588,511	17,590	2,540,239	30,680	-	-	-	-
預り納付金等調整額	6,182,330	-	2,015,551	2,668	-	-	4,164,111	-
非化石証書売却収入	21,992,783	-	21,992,783	-	-	-	-	-
政府補助金収入	8,000,000	-	8,000,000	-	-	-	-	-
手数料収入	16,200	-	-	-	-	16,200	-	-
退職給付引当金戻入	1,715	4	63	10	11	13	1,611	-
その他収入	1	-	-	-	-	-	1	-
事業外収益	653,231	315,605	337,625	-	-	-	-	-
受取利息	653,231	315,605	337,625	-	-	-	-	-
経常費用	48,686,593	333,200	34,886,263	33,359	25,703	44,768	13,363,297	-
事業費用	46,362,891	333,195	32,574,394	33,346	25,695	44,754	13,351,504	-
役員給与	113,128	518	5,616	1,278	772	1,362	103,579	-
職員給与	1,838,158	7,829	84,176	19,372	12,515	20,983	1,693,280	-
役員退職慰労引当金繰入	9,595	40	438	99	65	108	8,842	-
退職給付引当金繰入	12,103	50	553	125	82	136	11,154	-
退職金	44,354	186	2,027	461	301	501	40,877	-
法定福利費	295,237	1,260	13,712	3,117	2,009	3,374	271,763	-
福利厚生費	6,580	27	300	68	44	74	6,064	-
賃借料	520,547	1,428	11,944	2,658	2,404	2,906	499,204	-
委託費	3,504,694	9,003	496,014	5,118	6,115	12,012	2,976,429	-
通信運搬費	48,152	57	637	132	93	143	47,087	-
光熱水道費	24,264	96	133	30	157	32	23,812	-
消耗品費	23,366	96	787	177	155	167	21,982	-
旅費	45,482	191	2,804	21	311	24	42,128	-
研修費	8,175	35	381	-	57	-	7,701	-
租税公課	5,545,286	21	1,374,078	77	35	94	4,170,978	-
修繕費	61	0	-	-	0	-	61	-
減価償却費	3,628,700	-	304,035	-	-	2,122	3,322,542	-
損害保険料	420	1	19	4	2	4	387	-
賞与引当金繰入	43,047	180	1,967	447	292	486	39,672	-
役員賞与引当金繰入	10,337	43	472	107	70	116	9,526	-
貸倒引当金繰入	10	-	-	-	-	-	10	-
貸倒損失	60	-	-	-	-	-	60	-
預り納付金等繰入	30,468,225	195,607	30,272,617	-	-	-	-	-
預り納付金等調整額	116,388	116,388	-	-	-	-	-	-
雑費	56,511	128	1,673	46	206	100	54,355	-
事業外費用	2,323,701	5	2,311,869	12	8	13	11,792	-
支払利息	2,319,695	5	2,311,869	12	8	13	7,785	-
固定資産除却費	4,006	-	-	-	-	-	4,006	-
経常利益(経常損失(▲))	1,472,272	-	-	-	120	▲ 28,554	1,500,707	-
特別利益	57,542	-	51,164	6,377	-	-	-	-
過年度損益修正益	57,542	-	51,164	6,377	-	-	-	-
特別損失	-	-	-	-	-	-	-	-
当期純利益(当期純損失(▲))	1,529,814	-	51,164	6,377	120	▲ 28,554	1,500,707	-

(注1) 計数は、単位未満切り捨てのため合計と一致しない場合がある。

(注2) <->の表記は、計算上ゼロあるいは該当数字なしを示し、<0>の表記は、単位未満を切り捨てた場合のゼロを示す。

一 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）

2 固定資産の減価償却方法

（1）有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

（2）無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。法人内利用におけるソフトウェアについては、法人における利用可能期間（5年間）に基づいております。

（3）リース資産

所有権移転ファイナンスリース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンスリース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3 引当金の計上基準

（1）貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

（2）賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上しております。

（3）役員賞与引当金

役員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上しております。

（4）退職給付引当金

職員の退職手当の支払いに充てるため、退職給付債務の見積額（職員が自己都合で退職した場合の期末要支給額の全額）を計上しております。

（5）役員退職慰労引当金

役員の退職手当の支払いに充てるため、退職給付債務の見積額（役員が自己都合で退職した場合の期末要支給額の全額）を計上しております。

4 収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を適用し、以下の5ステップアプローチに基づき収益を認識しています。なお、本機関が認識した収益に係る対価は、通常、履行義務の充足から1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

ステップ1：顧客との契約を識別しております。

ステップ2：契約における履行義務を識別しております。

ステップ3：取引価格を算定しております。

ステップ4：契約における履行義務に配分しております。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識しております。

本機関の主要な事業における収益に関する履行義務の内容及び履行義務を充足する通常の時点は以下のとおりであります。

- （1）再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再エネ措置法」という。）第7条第10項の規定により、入札の実施に関する業務（以下「入札業務」という。）に関する手数料

本機関は入札業務の実施にあたって、入札参加者からの入札手数料を収益に計上しております。

本件は、入札参加者に対して入札審査を実施し、参加資格の有無の通知をした一時点において履行義務が充足されると判断し、入札手数料を収益として認識しております。

- (2) 徴収等業務規程第45条第2項の規定による、非化石証書の販売に関する業務に関する売却収入
- 本機関は非化石業務の販売に関する業務の実施にあたって、証書購入者からの売却代金を収益に計上しております。
- 本件は、証書購入者に非化石証書を引き渡した一時点において履行義務が充足されると判断し、非化石証書売却代金を収益として認識しております。

二 会計方針の変更に関する注記

当事業年度より、改訂後の会計規程等に基づき、以下のとおり会計処理を実施しております。この変更は、本機関の運営状況の実態をより明瞭に表すために行ったものです。

- (1) 以下の場合において、従来は当該収入額を預り納付金等に直接計上しておりましたが、当事業年度より、損益計算書の収益に計上したうえで、会計・調達業務の細則に関する規程第36条に基づき、同額を預り納付金等に繰入れ処理を行う方法に変更しました。
- ①再エネ特措法第2条の6及び第15条の5の規定により政府が講ずる予算上の措置に係る資金の受け入れた場合及び徴収等業務規程第45条第2項の規定により非化石証書の販売に伴い収入を得た場合
 - ②広域系統整備交付金交付等業務に係る余裕金の運用に伴い収入を得た場合
 - ③再エネ特措法第41条において準用する再エネ特措法第15条の21の規定により、同条各号に掲げる方法に基づき、再エネ特措法第31条第1項及び同法第38条第1項の規定に係る納付金の運用に伴い収入を得た場合

これにより、損益計算書において、当年度の非化石証書売却収入21,992,783千円、政府補助金収入8,000,000千円、受取利息475,442千円を計上し、併せて、預り納付金等繰入30,468,225千円を計上しておりますが、経常利益及び当期純利益への影響はありません。

- (2) 預り納付金等を計上または取り崩す場合に、従来は収支と期間損益に差異が生じる場合がありましたが、当事業年度より、会計・調達業務の細則に関する規程第38条に基づき、当該差異が解消されるまでの間、差額について貸借対照表に預り納付金等調整勘定を計上するとともに、同額を損益計算書の預り納付金等調整額に計上するものとししました。

これにより、貸借対照表において、預り納付金等調整勘定（資産）6,239,872千円、預り納付金等調整勘定（負債）116,388千円、損益計算書において、預り納付金等調整額（収益）6,182,330千円、預り納付金等調整額（費用）116,388千円、過年度損益修正益57,542千円を計上しており、経常利益及び当期純利益がそれぞれ6,065,942千円、6,123,484千円増加している。

三 表示方法の変更に関する注記

当会計年度より、従来「納付金収入」として表示していた科目名称を、より実態に即した表示とするため、「預り納付金等取崩収益」に変更しております。

四 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

(単位：千円)

勘定区分名	広域系統業務勘定	再エネ業務勘定	積立金業務勘定	災害等扶助交付金交付業務勘定	入札業務勘定	その他業務勘定
金額	-	-	-	-	-	2,326,206

※ < - > の表記は、計算上ゼロあるいは該当数字なしを示し、< 0 > の表記は、単位未満を切り捨てた場合のゼロを示す。

※ 勘定区分名については、七 その他注記に記載の略称名を使用しております。

五 リースにより使用する固定資産に関する注記

1 ファイナンス・リース取引（借主側）

（1）所有権移転ファイナンス・リース取引

①リース資産の内容

有形固定資産

主として、本機関の基幹システムによるものです。

無形固定資産

主として、本機関の基幹システムによるものです。

②リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針に係る事項に関する注記「2 固定資産の減価償却方法」に記載のとおりです。

（2）所有権移転外ファイナンス・リース取引

①リース資産の内容

有形固定資産

主として、本機関のホストコンピュータ及びコンピュータ端末機器によるものです。

無形固定資産

主として、本機関の基幹システムによるものです。

②リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針に係る事項に関する注記「2 固定資産の減価償却方法」に記載のとおりです。

2 オペレーティング・リース取引（借主側）

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内	166,614 千円
1年超	902,495 千円
合計	1,069,110 千円

六 金融商品に関する注記

1 金融商品の時価等について

（1）金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

本機関は、資金運用については短期的な預金及び譲渡性預金に限定しております。

また、資金調達については電気事業法（昭和39年法律第170号）第28条の5第1項の規定により、同法第28条の40第1項第8号の2に掲げる業務に必要な資金の借入れを行うため、経済産業大臣の認可を受け、公募入札により調達しております。

②金融商品の内容及びそのリスク

短期借入金、主に業務に必要な資金の調達を目的としたものであり、すべて1年以内に返済期日が到来し、流動性リスクに晒されております。

③金融商品に係るリスク管理体制

短期借入金については月次単位での支払予定を把握するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

（2）金融商品の時価等に関する事項

預金、有価証券、短期借入金、預り金、預り納付金等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

七 収益認識に関する注記

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「4 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

八 その他の注記

1 納付金等収入及び交付金等支出の会計処理(広域系統整備交付金交付等業務)

(1) 本機関は、電気事業法第99条の8第1項の規定に基づく納付を受け入れた場合には、広域系統整備交付金交付等業務勘定（以下「広域系統業務勘定」という。）において、当該収入額に相当する金額を預り納付金等に計上しております。

(2) 本機関は、電気事業法第28条の40第1項第5号の2の規定により、交付金を支出した場合には、広域系統業務勘定において、当該支出額に相当する金額を預り納付金等から取り崩しております。

2 納付金等収入及び交付金等支出の会計処理(供給促進交付金交付業務、調整交付金交付業務、系統設置交付金交付業務、特定系統設置交付金交付業務、供給促進交付金返還金徴収業務、調整交付金納付金徴収業務、特定系統設置交付金返還金徴収業務及び納付金徴収業務)

(1) 本機関は、再エネ特措法第31条第1項及び第38条第1項の規定により納付金を受け入れた場合には、供給促進交付金交付業務、調整交付金交付業務、系統設置交付金交付業務、特定系統設置交付金交付業務、供給促進交付金返還金徴収業務、調整交付金納付金徴収業務、特定系統設置交付金返還金徴収業務及び納付金徴収業務勘定（以下「再エネ業務勘定」という。）において、当該収入額に相当する金額を預り納付金等に計上しております。

(2) 本機関は、再エネ特措法第2条の2第2項、第15条の2第1項、第28条第1項及び第28条の2第1項の規定により、交付金等を支出した場合には、再エネ業務勘定において、当該支出額に相当する金額を預り納付金等から取り崩しております。

3 納付金等収入及び交付金等支出の会計処理(交付金相当額積立金管理業務及び解体等積立金管理業務)

(1) 本機関は、積立金管理業務規程第16条第2項及び第17条第1項の規定により、解体等積立金を積み立てた場合には、再エネ業務勘定において、当該積立額に相当する金額を預り納付金等から取り崩すとともに、交付金相当額積立金管理業務及び解体等積立金管理業務勘定（以下「積立金業務勘定」という。）において、同額を預り納付金等に計上しております。

(2) 本機関は、積立金管理業務規程第16条第3項、第17条第2項、第28条第1項及び第29条第1項の規定により、解体等積立金を積み立てた場合には、積立金業務勘定において、当該積立額に相当する金額を預り納付金等に計上しております。

(3) 本機関は、積立金管理業務規程第26条第1項により、解体積立金の取戻しに対応した場合には、積立金業務勘定において、当該取戻し額に相当する金額を預り納付金等から取り崩しております。

(4) 本機関は、積立金管理業務規程第10条第2項及び第11条第1項の規定により、交付金相当額積立金を積み立てた場合には、再エネ業務勘定において、当該積立額に相当する金額を預り納付金等から取り崩すとともに、積立金業務勘定において、同額を預り納付金等に計上しております。

(5) 本機関は、積立金管理業務規程第22条第1項の規定により、交付金相当額積立金の取戻しに対応した場合には、積立金業務勘定において、当該取戻し額に相当する金額を預り納付金等から取り崩しております。

(6) 本機関は、積立金管理業務規程第20条の規定により、交付金相当額積立金为本機関へ帰属した場合は、積立金業務勘定において、当該積立額に相当する金額を預り納付金等から取り崩すとともに、再エネ業務勘定において、同額を預り納付金等に計上しております。

4 納付金等収入及び交付金等支出の会計処理(災害等扶助交付金交付業務)

(1) 本機関は、定款第56条の3第3項に基づく災害等扶助拠出金の納付を受け入れた場合には、災害等扶助交付金交付業務勘定において、当該収入額に相当する金額を預り納付金等に計上しております。

(2) 本機関は、電気事業法第28条の40第2項第1号の規定により、交付金を支出した場合には、災害等扶助交付金交付業務勘定において、当該支出の額に相当する金額を預り納付金等から取り崩しております。

5 納付金等収入及び交付金等支出の会計処理（左に掲げる業務以外の業務勘定）

(1) 本機関は、定款第55条の2第1項の規定により、拠出金を受け入れた場合には、左に掲げる業務以外の業務勘定（以下「その他業務勘定」という。）において、当該収入額に相当する金額を預り納付金等に計上しております。

(2) 本機関は、業務規程第32条の35の規定により、交付金を支出した場合には、その他業務勘定において、当該支出額に相当する金額を預り納付金等から取り崩しております。

(3) 本機関は、定款第56条第1項の規定により、電源入札拠出金を受け入れた場合には、その他業務勘定において、当該収入額に相当する金額を預り納付金等に計上しております。

(4) 本機関は、業務規程第41条の規定により、電源入札金等補填金を支出した場合には、その他業務勘定において、当該支出額に相当する金額を預り納付金等から取り崩しております。

6 預り納付金等の繰入れに関する会計処理

(1) 本機関は、再エネ特措法第2条の6及び第15条の5の規定により政府が講ずる予算上の措置に係る資金を受け入れた場合及び徴収等業務規程第45条第2項の規定により非化石証書の販売に伴い収入を得た場合には、再エネ業務勘定において、当該収入額に相当する金額を預り納付金等へ繰り入れております。

(2) 本機関は、以下に掲げる余裕金の運用を行うに当たっては、当該運用により生じた収入額に相当する金額を預り納付金等へ繰り入れております。

一 広域系統整備交付金交付等業務に係る余裕金の運用(広域系統業務勘定)

二 再エネ特措法第41条において準用する再エネ特措法第15条の21の規定により、同条各号に掲げる方法に基づき、再エネ特措法第31条第1項及び第38条第1項の規定に係る余裕金の運用（再エネ業務勘定）

(3) 本機関は、業務規程第64条の5の規定により、貸付けに伴い受取利息収入及び手数料収入を得た場合には、広域系統業務勘定において、当該収入額に相当する金額を預り納付金等へ繰り入れております。

7 預り納付金等を充当し経費を支出した場合の会計処理

本機関は、業務を実施するために経費等を支出又は固定資産を取得し、その全部又は一部の財源として預り納付金等を充当したときは、各勘定において当該充当した金額を預り納付金等から取り崩すとともに、同額を預り納付金等取崩収益に計上しております。

8 預り納付金等調整勘定

本機関は、会計・調達業務の細則に関する規程第36条又は第37条に掲げる会計処理を実施した場合において、損益と収支に差異が生じた場合は、当該差異が解消されるまでの間、差額について預り納付金等調整勘定を計上するとともに、同額を預り納付金等調整額に計上しております。

9 預り納付金等の表示

預り納付金等の取崩額が預り納付金等計上額を上回る場合は、超過する金額を投資その他資産の部に交付金等立替額として表示しております。

10 会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する取扱い

(1) 新たな会計方針を過去の期間の全てに遡及適用する処理は行わず、その変更の影響は、当事業年度以降の財務諸表において認識しております。

(2) 流動資産から固定資産への区分変更や、経常損益から特別損益への区分変更等、財務諸表の表示区分を越える変更は、表示方法の変更として取り扱っております。流動資産から固定資産への区分変更や、経常損

益から特別損益への区分変更等、財務諸表の表示区分を越える変更は、表示方法の変更として取り扱っております。

(3) 過去の財務諸表について、新たな表示方法に従い組替える処理は行わず、当事業年度以降の財務諸表において、新たな表示方法での開示を行っております。過去の財務諸表における誤謬が発見された場合には、過去の財務諸表の遡及修正は行わず、過年度の損益修正額を原則として特別損益の区分に表示しております。

11 消費税等に関する会計処理について

(1) 消費税等の会計処理は、税込方式によっております。

12 業務に係る主要な預り金、預り納付金等の明細について

(単位：千円)														
勘定区分	内訳	期首残高	増加額/異動額						減少額/異動額					期末残高
			当期受入額	補助金収入	非化石証書 売却収入	運用収入	他勘定受入額	計	交付金・取戻し額	事務費支出額	支払利息	他勘定支出額	計	
広域系統業務勘定	広域系統整備交付金	122,934,757	55,734,891	-	-	195,607	-	55,930,498	-	17,585	5	-	17,590	178,847,665
再エネ業務勘定	調整交付金	223,906,567	2,202,064,949	8,000,000	21,992,783	279,834	-	2,232,337,567	2,552,814,821	2,276,906	263,333	30,680	2,576,458,968	▲120,214,833
	供給促進交付金	-	-	-	-	-	-	-	21,073,227	-	-	-	-	
積立金業務勘定	解体等積立金	3,721,156	14,576,928	-	-	-	13,849	14,590,777	41,398	13,845	3	-	55,247	18,256,687
	交付金相当額積立金	-	378,753	-	-	-	16,831	395,584	52,245	16,822	8	-	69,076	326,507
災害等扶助交付金交付業務勘定	災害等扶助交付金	2,337,822	6,210,218	-	-	-	-	6,210,218	5,785,592	-	-	-	5,785,592	2,762,448
入札業務勘定	入札保証金	20,756,560	4,236,595	-	-	-	-	4,236,595	1,419,716	-	-	-	1,419,716	23,573,439
その他業務勘定	容量市場拠出金	39,734	1,170,101,387	-	-	-	-	1,170,101,387	955,597,324	-	-	-	955,597,324	214,543,797
合 計		373,696,600	3,453,303,721	8,000,000	21,992,783	475,441	30,680	3,483,802,626	3,536,784,323	2,325,158	263,349	30,680	3,539,403,513	318,095,712

※ 計数は、単位未満切り捨てのため合計と一致しない場合があります。

※ <->の表記は、計算上ゼロあるいは該当数字なしを示し、<0>の表記は、単位未満を切り捨てた場合のゼロを示す。

※ 本機関の業務に関係して受領している主な預り金、預り納付金等の状況について記載しております。

※ 再エネ業務勘定の預り納付金等のマイナス残高については、会計・調達業務の細則に関する規程第39条に基づき、同額を貸借対照表上の投資その他の資産に表示しております。

13 業務に係る短期借入金の明細について

(単位：千円)									
勘定区分	借入先	期首残高①	当期借入金②	当期償還額 ③	差引期末残高 ④=①+②-③	平均利率%	支払利息 当期支出額	返済期限	使途
再エネ業務勘定	株式会社三井住友銀行	120,000,000	-	▲120,000,000	-	0.220%	263,276	2025年3月28日	事業資金
再エネ業務勘定	株式会社三菱UFJ銀行	-	340,000,000	-	340,000,000	0.310%	-	2025年5月8日	事業資金
再エネ業務勘定	株式会社大和ネクスト銀行	-	420,000,000	-	420,000,000	0.466%	-	2025年9月5日	事業資金
	株式会社三菱UFJ銀行								
	東京短資株式会社								
	株式会社あおぞら銀行								
	株式会社北洋銀行								
	株式会社日本政策投資銀行								
	株式会社ゆうちょ銀行								
	株式会社りそな銀行								
	株式会社琉球銀行								
合 計		120,000,000	760,000,000	▲120,000,000	760,000,000		263,276		

※ <->の表記は、計算上ゼロあるいは該当数字なしを示し、<0>の表記は、単位未満を切り捨てた場合のゼロを示す。

財産目録
2025年3月31日現在

(単位:千円)

区分	摘要	合計	広域系統整備交付金交付等業務勘定	供給促進交付金交付業務、調整交付金交付業務、系統設置交付金交付業務、特定系統設置交付金交付業務、供給促進交付金返還金徴収業務、調整交付金納付金徴収業務、特定系統設置交付金返還金徴収業務及び納付金徴収業務勘定	交付金相当額積立金管理業務及び解体等積立金管理業務勘定	災害等扶助交付金交付業務勘定	入札業務勘定	左に掲げる業務以外の業務勘定	調整
(資産の部)									
流動資産		1,089,030,960	178,968,806	641,913,193	18,592,387	2,763,029	23,612,340	223,245,454	▲ 64,252
現金及び預金	みずほ銀行(東京中央支店) 他	528,816,911	148,450	264,785,176	18,583,194	2,762,448	23,612,182	218,925,459	-
有価証券	譲渡性預金	553,700,000	178,700,000	375,000,000	-	-	-	-	-
未収金	会費請求分、勘定間取引調整額	170	-	35	-	-	-	64,386	▲ 64,252
貸倒引当金		▲ 60	-	-	-	-	-	▲ 60	-
未収収益	譲渡性預金の未経過利息	177,789	119,998	57,791	-	-	-	-	-
前払金	運用保守チケット(広域システム)	168	-	-	-	-	-	168	-
前払費用	事務所4月分賃料前払 他	35,455	97	641	147	157	158	34,253	-
預り納付金等調整勘定	会計細則第38条に基づく調整額	6,239,872	-	2,066,715	9,045	-	-	4,164,111	-
その他流動資産		60,652	260	2,831	-	424	-	57,135	-
固定資産		130,268,228	-	121,210,591	-	-	5,506	9,052,131	-
有形固定資産		1,837,599	-	-	-	-	-	1,837,599	-
建物	事務所内設備 他	3,463	-	-	-	-	-	3,463	-
建物附属	電気・空調設備 他	147,252	-	-	-	-	-	147,252	-
工具器具備品	広域機関システム用機器、スイッチング支援システム用機器 他	998,804	-	-	-	-	-	998,804	-
リース資産	広域機関システム用機器、OA システム用機器 他	148,693	-	-	-	-	-	148,693	-
建設仮勘定	広域機関システム用機器	539,385	-	-	-	-	-	539,385	-
無形固定資産		7,952,714	-	995,757	-	-	5,506	6,951,450	-
ソフトウェア	広域機関システム、OAシステム、再エネ業務統合システム 容量市場システム 他	6,495,782	-	995,757	-	-	5,506	5,494,518	-
リース資産	広域機関システム、OAシステム 他	515,083	-	-	-	-	-	515,083	-
ソフトウェア仮勘定	広域機関システム、容量市場システム 他	941,847	-	-	-	-	-	941,847	-
投資その他の資産		120,477,914	-	120,214,833	-	-	-	263,081	-
敷金及び保証金	事務所敷金	263,067	-	-	-	-	-	263,067	-
交付金等立替額	会計細則39条に基づく調整額	120,214,833	-	120,214,833	-	-	-	-	-
その他		13	-	-	-	-	-	13	-
合計		1,219,299,188	178,968,806	763,123,784	18,592,387	2,763,029	23,617,847	232,297,585	▲ 64,252
(負債の部)									
流動負債		1,207,114,853	178,968,715	763,122,442	18,592,153	2,768,334	23,589,059	220,138,400	▲ 64,252
短期借入金	供給促進交付金交付業務等勘定の納付金を財源とする交付金に係る借入金	760,000,000	-	760,000,000	-	-	-	-	-
短期リース債務	広域機関システム、OAシステム	467,420	-	-	-	-	-	467,420	-
未払金	委託費、消耗品費 他	22,801	4,196	37,047	8,403	5,523	9,130	22,751	▲ 64,252
未払費用	借入利息、役員給与、委託費、賃借料 他	3,168,130	240	2,278,657	-	-	5,885	883,347	-
未払消費税等	消費税納税予定金額	4,968,398	-	804,287	-	-	-	4,164,111	-
預り金	源泉所得税、入札保証金 他	23,581,223	-	10	-	-	23,573,439	7,773	-
預り納付金等	拠出金・納付金(広域系統整備、再エネ、化石証書 容量市場拠出金 他)	414,737,105	178,847,665	-	18,583,194	2,762,448	-	214,543,797	-
預り納付金等調整勘定	会計細則第38条に基づく調整額	116,388	116,388	-	-	-	-	-	-
賞与引当金	職員賞与今期計上分	43,047	180	1,967	447	292	486	39,672	-
役員賞与引当金	役員賞与今期計上分	10,337	43	472	107	70	116	9,526	-
固定負債		210,314	91	1,341	233	234	289	208,123	-
退職給付引当金	職員に対する退職金今期引当分	35,990	50	680	128	113	152	34,863	-
役員退職慰労引当金	役員に対する退職金今期引当分	24,039	40	661	105	120	136	22,976	-
リース債務	広域機関システム、OAシステム	150,284	-	-	-	-	-	150,284	-
合計		1,207,325,168	178,968,806	763,123,784	18,592,387	2,768,569	23,589,348	220,346,524	▲ 64,252
純資産		11,974,020	-	-	-	▲ 5,539	28,498	11,951,061	-

(注1) 計数は、単位未満切り捨てのため合計と一致しない場合がある。

(注2) < - > の表記は、計算上ゼロあるいは該当数字なしを示し、< 0 > の表記は、単位未満を切り捨てた場合のゼロを示す。

第4号議案 役員の選任の件

理事土方教久、田山幸彦及び監事古城春実は2025年6月末日をもって、任期満了となります。以上の任期満了に伴い、役員3名の選任をお願いいたしたいと存じます。候補者は次のとおりです。

1. 理事候補者

氏名	現職
土方 教久 (ひじかた のりひさ)	本機関 理事 (再任)
田山 幸彦 (たやま ゆきひこ)	本機関 理事 (再任)

2. 監事（非常勤）候補者

氏名	現職
古城 春実 (こじょう はるみ)	弁護士・本機関 監事 (再任)

【参考事項】役員候補者略歴等

1. 理事候補者

氏名 (年齢)	最終出身校 略歴
土方 教久 (62歳)	【最終出身校】 1986年 3月 東京大学 工学部 卒業 【略歴】 1986年 4月 東京ガス(株)入社 2002年 1月 (株)エネット出向 2006年 4月 東京ガス(株) エネルギーソリューション事業部 企画部長 2007年 4月 同社 総合エネルギー事業部 企画部長 2009年 4月 同社 エネルギー企画部エネルギー計画グループ マネージャー 2014年 4月 (一財)コージェネレーション・エネルギー高度 利用センター出向 (専務理事) 2017年 4月 東京ガス用地開発(株)出向 (代表取締役社長) 2019年 4月 東京ガス不動産(株)出向 (常務取締役) 2021年 4月 電力広域的運営推進機関出向 (企画部長) 2021年 7月 電力広域的運営推進機関 理事
田山 幸彦 (59歳)	【最終学歴】 1990年 3月 早稲田大学大学院 理工学研究科 卒業 【略歴】 1990年 4月 東京電力(株)入社 2014年 6月 同社 パワーグリッド・カンパニー ネットワークサービス センター 所長 2016年 4月 東京電力パワーグリッド(株) パワーグリッドサービス部 ネットワークサービスセンター 所長 2018年 4月 同社 系統運用部長 2021年 6月 同社 執行役員 系統運用部長 2023年 3月 電力広域的運営推進機関 参与 2023年 7月 電力広域的運営推進機関 理事

2. 監事（非常勤）候補者

氏名 (年齢)	最終出身校 略歴
古城 春実 (75歳)	【最終出身校】 1974年 3月 東京大学 法学部 卒業 【略歴】 1976年 4月 最高裁判所司法研修修了 弁護士登録 1983年 6月 米国ヴァージニア大学ロースクール修了 (LL.M.) 2001年 4月 任官（判事・東京高等裁判所知的財産権部） 2005年 3月 退官 2005年10月 弁護士登録（第二東京弁護士会） 坂井・三村法律事務所加入 2015年 1月 桜坂法律事務所設立 代表パートナー 2016年 4月 知財功労賞（知的財産権制度関係功労者）受賞 2021年 7月 電力広域的運営推進機関 監事（非常勤）

（注）本機関は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者（理事長、理事及び監事）が負担することとなるその職務の執行に関して責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。役員候補者が役員に就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回の契約更新時には同内容での更新を予定しております。

送配電等業務指針の一部変更の件

変更の概要は下記のとおり。

記

1. その他規定の変更

【該当条文：第 88 条の 2、第 93 条、第 97 条、第 103 条、
第 138 条、第 139 条、第 140 条、第 141 条、
第 153 条の 3、第 209 条の 2、第 221 条（変更）】

- ・用語や定義の一部見直しに伴う規定の変更。
- ・混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスに関して、発電設備等の連系時の業務フローと同様に、一般送配電事業者等は、工事が長期にわたる場合、混雑緩和希望者等からの工事費負担金の支払い条件の変更要請に対して合理的な範囲で応じること、及び混雑緩和希望者等は、詳細検討の回答日から 1 か月以内に工事費負担金契約を一般送配電事業者等と締結する必要があることを明記。
- ・その他記載の適正化（字句修正等）。
- ・2025 年 8 月 1 日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行。

以上

変 更 前（変更点に 下線）	変 更 後（変更点に 下線）
平成 2 7 年 4 月 2 8 日施行 令和 7 年 4 月 1 日 変更 送配電等業務指針 電力広域的運営推進機関	平成 2 7 年 4 月 2 8 日施行 令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日 変更 送配電等業務指針 電力広域的運営推進機関

変 更 前（変更点に <u>下線</u> ）	変 更 後（変更点に <u>下線</u> ）
（変更履歴） 平成２７年４月２８日施行 平成２７年８月３１日変更 平成２８年４月１日変更 平成２８年７月１１日変更 平成２８年１０月１８日変更 平成２９年４月１日変更 平成２９年９月６日変更 平成３０年６月２９日変更 平成３０年１０月１日変更 平成３１年４月１日変更 令和元年７月１日変更 令和元年１２月１１日変更 令和２年２月１日変更 令和２年３月３０日変更 令和２年４月１日変更 令和２年７月８日変更 令和２年１０月１日変更 令和３年４月１日変更 令和３年４月１６日変更 令和３年７月１日変更 令和４年４月１日変更 令和４年４月１日変更 令和４年７月５日変更 令和５年４月１日変更 令和５年４月３日変更 令和５年７月１日変更 令和５年１２月２７日変更 令和６年４月１日変更 令和６年４月１０日変更 令和６年８月１日変更 令和７年１月６日変更 令和７年４月１日変更	（変更履歴） 平成２７年４月２８日施行 平成２７年８月３１日変更 平成２８年４月１日変更 平成２８年７月１１日変更 平成２８年１０月１８日変更 平成２９年４月１日変更 平成２９年９月６日変更 平成３０年６月２９日変更 平成３０年１０月１日変更 平成３１年４月１日変更 令和元年７月１日変更 令和元年１２月１１日変更 令和２年２月１日変更 令和２年３月３０日変更 令和２年４月１日変更 令和２年７月８日変更 令和２年１０月１日変更 令和３年４月１日変更 令和３年４月１６日変更 令和３年７月１日変更 令和４年４月１日変更 令和４年４月１日変更 令和４年７月５日変更 令和５年４月１日変更 令和５年４月３日変更 令和５年７月１日変更 令和５年１２月２７日変更 令和６年４月１日変更 令和６年４月１０日変更 令和６年８月１日変更 令和７年１月６日変更 令和７年４月１日変更 <u>令和７年４月１日変更</u>

変 更 前（変更点に <u>下線</u> ）	変 更 後（変更点に <u>下線</u> ）
（発電設備等に関する契約申込みの保証金） 第 8 8 条の 2 （略） 2 ・ 3 （略） 4 一般送配電事業者等は、<u>工事費負担金契約締結前に</u>、次の各号に掲げる事情が生じた場合において、系統連系希望者が契約申込みを取り下げ、又は、接続契約が解除等によって終了したときは、系統連系希望者が支払った保証金を返還する。 一 ～ 三 （略）	（発電設備等に関する契約申込みの保証金） 第 8 8 条の 2 （略） 2 ・ 3 （略） 4 一般送配電事業者等は、<u>第 1 0 3 条第 1 項に定める工事費負担金契約の締結前に</u>、次の各号に掲げる事情が生じた場合において、系統連系希望者が契約申込みを取り下げ、又は、接続契約が解除等によって終了したときは、系統連系希望者が支払った保証金を返還する。 一 ～ 三 （略）
（連系予約の特例） 第 9 3 条 一般送配電事業者及び配電事業者は、前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる内容に <u>したがって</u>、連系予約を行う。 一 ・ 二 （略）	（連系予約の特例） 第 9 3 条 一般送配電事業者及び配電事業者は、前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる内容に <u>従って</u>、連系予約を行う。 一 ・ 二 （略）
（連系予約の確定） 第 9 7 条 （略） 2 一般送配電事業者及び配電事業者は、次の各号に掲げる事情が生じた場合には、前項の規定により確定した連系予約を取り消す。 一 系統連系希望者が、連系承諾後 1 か月を超えて <u>工事費負担金契約</u> を締結しない場合 二 系統連系希望者が、<u>工事費負担金契約</u> に定められた工事費負担金を支払わない場合 三 （略）	（連系予約の確定） 第 9 7 条 （略） 2 一般送配電事業者及び配電事業者は、次の各号に掲げる事情が生じた場合には、前項の規定により確定した連系予約を取り消す。 一 系統連系希望者が、連系承諾後 1 か月を超えて <u>第 1 0 3 条第 1 項に定める工事費負担金契約</u> を締結しない場合 二 系統連系希望者が、<u>第 1 0 3 条第 1 項に定める工事費負担金契約</u> に定められた工事費負担金を支払わない場合 三 （略）
（工事費負担金契約の締結等） 第 1 0 3 条 系統連系希望者は、連系承諾後 1 か月以内に、<u>工事費負担金の額</u>、工事費負担金の支払条件その他連系等に必要な工事に関する必要事項を定めた契約（以下「工事費負担金契約」という。）を締結しなければならない。 2 ・ 3 （略） （新設）	（工事費負担金契約の締結等） 第 1 0 3 条 系統連系希望者は、連系承諾後 1 か月以内に、<u>一般送配電事業者等と工事費負担金の額</u>、工事費負担金の支払条件その他連系等に必要な工事に関する必要事項を定めた契約（以下「工事費負担金契約」という。）を締結しなければならない。 2 ・ 3 （略） 4 <u>前 3 項の規定は、混雑緩和希望者又は第 1 3 1 条の 1 9 第 1 項の規定による応募を行った追加混雑緩和希望者が、混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスにおいて工事費負担金契約を締結する場合に準用する。この場合において、「系統連系希望者」とあるのは、「混雑緩和希望者又は第 1 3 1 条の 1 8 の規定による追加混雑緩和希望者」と、「連系承諾後」とあるのは、「第 1 3 1 条の 2 3 の規定による回答後」と、「連系等に必要な工事」とあるのは、「系統増強工事」と読み替えるものとする。</u>
（託送供給契約者による計画の提出） 第 1 3 8 条 （略） 2 需要調達計画等には、次の各号に掲げる需要調達計画等ごとに、各号に定める事項を記載するものとする。 一 （略） 二 調達計画 需要計画に対応した供給力の確保の計画（調達先（翌日取引及び <u>1 時間前取引</u> による調達を含む。以下同じ。）ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、調達先の販売計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。ただし、事業者間で一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力調達に係る合意がある場合及び同一事業者により一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力調達が有る場合には、週間計画以前は、当該電力調達に係る調達分ごとの計画値とする。）	（託送供給契約者による計画の提出） 第 1 3 8 条 （略） 2 需要調達計画等には、次の各号に掲げる需要調達計画等ごとに、各号に定める事項を記載するものとする。 一 （略） 二 調達計画 需要計画に対応した供給力の確保の計画（調達先（翌日取引及び <u>時間前取引</u> による調達を含む。以下同じ。）ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、調達先の販売計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。ただし、事業者間で一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力調達が有る場合には、週間計画以前は、当該電力調達に係る調達分ごとの計画値とする。）

変 更 前（変更点に下線）	変 更 後（変更点に下線）
三 販売計画 販売先の調達計画に対応して販売する計画（販売先（翌日取引及び <u>1時間前取引</u>）による販売を含む。以下同じ。）ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、販売先の調達計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。ただし、事業者間で一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力販売に係る合意がある場合及び同一事業者により一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力販売がある場合には、週間計画以前は、当該電力販売に係る販売分ごとの計画値とする。） 3～5 （略） 別表8－1 （略）	三 販売計画 販売先の調達計画に対応して販売する計画（販売先（翌日取引及び <u>時間前取引</u>）による販売を含む。以下同じ。）ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、販売先の調達計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。ただし、事業者間で一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力販売に係る合意がある場合及び同一事業者により一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力販売がある場合には、週間計画以前は、当該電力販売に係る販売分ごとの計画値とする。） 3～5 （略） 別表8－1 （略）
（発電契約者並びに一般送配電事業者、配電事業者及び特定送配電事業者による計画の提出） 第139条 発電契約者、<u>1時間前取引</u>により電気を販売している一般送配電事業者及び配電事業者並びにF I T電源により発電された電気を調達している一般送配電事業者、配電事業者及び特定送配電事業者は、一般送配電事業者の供給区域ごとに、別表8－2に定める発電計画、調達計画及び販売計画（以下「発電販売計画等」という。）を、同表に定める提出期限までに、本機関に提出しなければならない。ただし、配電事業者が計画その他の情報を提出する場合においては、当該配電事業者が事業を行う一般送配電事業者の供給区域ごとに、当該一般送配電事業者が提出する計画その他の情報とあわせて本機関に提出することができる。 2 発電販売計画等には、次の各号に掲げる発電販売計画等ごとに、各号に定める事項を記載するものとする。 一 発電計画 販売計画に対応した発電量調整供給契約で設定した単位ごとの発電又は放電に関する計画（一般送配電事業者又は配電事業者が <u>1時間前取引</u>により販売する電気又は調達したF I T電源により発電された電気に係る計画を含む。） 二・三 （略） 3 発電契約者、<u>1時間前取引</u>により電気を販売している一般送配電事業者及び配電事業者並びにF I T電源により発電された電気を調達している一般送配電事業者、配電事業者及び特定送配電事業者は、原則として、翌日計画以降においては、発電計画と調達計画の合計は販売計画と一致させなければならない。 4 （略） 別表8－2 （略）	（発電契約者並びに一般送配電事業者、配電事業者及び特定送配電事業者による計画の提出） 第139条 発電契約者、<u>時間前取引</u>により電気を販売している一般送配電事業者及び配電事業者並びにF I T電源により発電された電気を調達している一般送配電事業者、配電事業者及び特定送配電事業者は、一般送配電事業者の供給区域ごとに、別表8－2に定める発電計画、調達計画及び販売計画（以下「発電販売計画等」という。）を、同表に定める提出期限までに、本機関に提出しなければならない。ただし、配電事業者が計画その他の情報を提出する場合においては、当該配電事業者が事業を行う一般送配電事業者の供給区域ごとに、当該一般送配電事業者が提出する計画その他の情報とあわせて本機関に提出することができる。 2 発電販売計画等には、次の各号に掲げる発電販売計画等ごとに、各号に定める事項を記載するものとする。 一 発電計画 販売計画に対応した発電量調整供給契約で設定した単位ごとの発電又は放電に関する計画（一般送配電事業者又は配電事業者が <u>時間前取引</u>により販売する電気又は調達したF I T電源により発電された電気に係る計画を含む。） 二・三 （略） 3 発電契約者、<u>時間前取引</u>により電気を販売している一般送配電事業者及び配電事業者並びにF I T電源により発電された電気を調達している一般送配電事業者、配電事業者及び特定送配電事業者は、原則として、翌日計画以降においては、発電計画と調達計画の合計は販売計画と一致させなければならない。 4 （略） 別表8－2 （略）
（再生可能エネルギーの発電計画に関する特例措置） 第140条 再生可能エネルギー電気特措法第17条第1項第2号に定める方法で再生可能エネルギー電気卸供給約款により供給を受ける小売電気事業者等の発電計画（この条においては全て翌日計画を指す。）の計画値の通知若しくは確認を受けることを希望する発電契約者（ただし、一般送配電事業又は配電事業の許可を受けていない発電契約者にあつては、一般送配電事業者又は配電事業者との間でその旨の発電量調整契約を締結した者に限る。以下「特例契約者」という。）又は電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成28年法律第59号）による改正前の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第5項に規定する特定契約を締結している小売電気事業者等であつ	（再生可能エネルギーの発電計画に関する特例措置） 第140条 再生可能エネルギー電気特措法第17条第1項第2号に定める方法で再生可能エネルギー電気卸供給約款により供給を受ける小売電気事業者等の発電計画（この条においては全て翌日計画を指す。）の計画値の通知若しくは確認を受けることを希望する発電契約者（ただし、一般送配電事業又は配電事業の許可を受けていない発電契約者にあつては、一般送配電事業者又は配電事業者との間でその旨の発電量調整契約を締結した者に限る。以下「特例契約者」という。）又は電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成28年法律第59号）による改正前の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第5項に規定する特定契約を締結している小売電気事業者等であつ

変 更 前（変更点に下線）								変 更 後（変更点に下線）							
て、その特定契約に基づき受電する電気に係る発電計画の計画値の通知若しくは確認を受けることを希望する発電契約者（ただし、一般送配電事業又は配電事業の許可を受けていない発電契約者にあつては、一般送配電事業者又は配電事業者との間でその旨の発電量調整契約を締結した者に限る。以下「旧特例契約者」という。）は、次の各号に掲げる <u>手順によって</u>、計画値の通知又は確認を受けることを希望した発電計画（以下「特例発電計画」という。）を一般送配電事業者の供給区域ごとに作成する。なお、週間計画以前の計画については、小売電気事業者等自らが作成するものとする。 一・二 （略） 2 特例契約者等は、前項各号の規定により一般送配電事業者又は配電事業者が入力し、又は特例契約者等が作成し一般送配電事業者又は配電事業者がその妥当性を確認した発電計画の内容に <u>したがって</u>、実需給日の前日 1 2 時までには発電販売計画等を本機関に提出しなければならない。 3 （略）								て、その特定契約に基づき受電する電気に係る発電計画の計画値の通知若しくは確認を受けることを希望する発電契約者（ただし、一般送配電事業又は配電事業の許可を受けていない発電契約者にあつては、一般送配電事業者又は配電事業者との間でその旨の発電量調整契約を締結した者に限る。以下「旧特例契約者」という。）は、次の各号に掲げる <u>手順に従って</u>、計画値の通知又は確認を受けることを希望した発電計画（以下「特例発電計画」という。）を一般送配電事業者の供給区域ごとに作成する。なお、週間計画以前の計画については、小売電気事業者等自らが作成するものとする。 一・二 （略） 2 特例契約者等は、前項各号の規定により一般送配電事業者又は配電事業者が入力し、又は特例契約者等が作成し一般送配電事業者又は配電事業者がその妥当性を確認した発電計画の内容に <u>従って</u>、実需給日の前日 1 2 時までには発電販売計画等を本機関に提出しなければならない。 3 （略）							
（一般送配電事業者及び配電事業者による計画等の提出） 第 1 4 1 条 （略）								（一般送配電事業者及び配電事業者による計画等の提出） 第 1 4 1 条 （略）							
別表 8－4 供給区域の需要及び供給力並びに調整力に関する計画の提出								別表 8－4 供給区域の需要及び供給力並びに調整力に関する計画の提出							
提出する計画		年間計画 (第 1 ～ 第 2 年度)	月間計画 (翌月、 翌々月)	週間計画 (翌週、 翌々週)	翌々日計画	翌日計画	当日計画	提出する計画		年間計画 (第 1 ～ 第 2 年度)	月間計画 (翌月、 翌々月)	週間計画 (翌週、 翌々週)	翌々日計画	翌日計画	当日計画
提出期限		毎年 3 月 2 5 日	毎月 2 5 日	毎週木曜日	毎日 1 7 時 3 0 分 (※ 1)	毎日 1 7 時 3 0 分 (※ 1)	3 0 分ごとの 実需給の開始 時刻の 1 時間 前	提出期限		毎年 3 月 2 5 日	毎月 2 5 日	毎週木曜日	毎日 1 7 時 3 0 分 (※ 1)	毎日 1 7 時 3 0 分 (※ 1)	3 0 分ごとの 実需給の開始 時刻の 1 時間 前
提出内容	供給区域 需要電力	各月平休日別の 需要電力の 最大値及び最 小値	各週平休日別の 需要電力の 最大値及び最 小値	本機関が指定 する 2 点の時 刻の日別の需 要電力	<u>翌日の 3 0 分 ごとの需要電 力量</u>	<u>翌日の 3 0 分 ごとの需要電 力量</u>	<u>当日の 3 0 分 ごとの需要電 力量</u>	提出内容	供給区域 需要電力	各月平休日別の 需要電力の 最大値及び最 小値	各週平休日別の 需要電力の 最大値及び最 小値	本機関が指定 する 2 点の時 刻の日別の需 要電力	<u>3 0 分ごとの 需要電力量</u>	<u>3 0 分ごとの 需要電力量</u>	<u>3 0 分ごとの 需要電力量</u>
	供給区域 供給電力	需要電力に対 する供給電力	需要電力に対 する供給電力	需要電力に対 する供給電力	需要電力に対 する供給電力	需要電力に対 する供給電力	需要電力に対 する供給電力		供給区域 供給電力	需要電力に対 する供給電力	需要電力に対 する供給電力	需要電力に対 する供給電力	需要電力に対 する供給電力	需要電力に対 する供給電力	需要電力に対 する供給電力
	供給区域 予備力	需要電力に対 する予備力	需要電力に対 する予備力	需要電力に対 する予備力	需要電力に対 する予備力	需要電力に対 する予備力	需要電力に対 する予備力		供給区域 予備力	需要電力に対 する予備力	需要電力に対 する予備力	需要電力に対 する予備力	需要電力に対 する予備力	需要電力に対 する予備力	需要電力に対 する予備力
	供給区域 調整力	—	需要電力に対 する調整力必 要量（上げ）、 調整力確保量 （上げ）及び 調整力確保量	需要電力に対 する調整力必 要量（上げ）、 調整力確保量 （上げ）及び 調整力確保量	需要電力に対 する調整力必 要量（上げ）、 調整力確保量 （上げ）及び 調整力確保量	需要電力に対 する調整力必 要量（上げ）、 調整力確保量 （上げ）及び 調整力確保量	需要電力に対 する調整力必 要量（上げ）、 調整力確保量 （上げ）及び 調整力確保量		供給区域 調整力	—	需要電力に対 する調整力必 要量（上げ）、 調整力確保量 （上げ）及び 調整力確保量	需要電力に対 する調整力必 要量（上げ）、 調整力確保量 （上げ）及び 調整力確保量	需要電力に対 する調整力必 要量（上げ）、 調整力確保量 （上げ）及び 調整力確保量	需要電力に対 する調整力必 要量（上げ）、 調整力確保量 （上げ）及び 調整力確保量	需要電力に対 する調整力必 要量（上げ）、 調整力確保量 （上げ）及び 調整力確保量

変 更 前（変更点に下線）									変 更 後（変更点に下線）								
				（下げ）	（下げ）	（下げ）	（下げ）	（下げ）					（下げ）	（下げ）	（下げ）	（下げ）	（下げ）
（※１）提出日が休業日の場合も含む。									（※１）提出日が休業日の場合も含む。								
（自然変動電源の出力抑制を行った場合の検証） 第１５３条の３　一般送配電事業者及び配電事業者は、前条第１項第４号に定める自然変動電源の出力抑制を行った場合、本機関に対し、第１号から第３号までに掲げる事項を記載した資料を速やかに提出しなければならない。 一　出力抑制の指令を行った時点で予想した混雑が発生する <u>流通設備</u> の潮流状況 二・三　（略）									（自然変動電源の出力抑制を行った場合の検証） 第１５３条の３　一般送配電事業者及び配電事業者は、前条第１項第６号に定める自然変動電源の出力抑制を行った場合、本機関に対し、第１号から第３号までに掲げる事項を記載した資料を速やかに提出しなければならない。 一　出力抑制の指令を行った時点で予想した混雑が発生する <u>流通設備（連系線、配電用変圧器及び配電設備を除く。）</u> の潮流状況 二・三　（略）								
（承認を受けた電源等の取扱い） 第２０９条の２　（略） ２　承認電源等保有者は、承認電源等に関し、業務規程第１４３条の規定による <u>混雑処理</u> がなされた場合であっても、 <u>混雑処理</u> に伴う出力等の抑制を行うことを要しないものとする。									（承認を受けた電源等の取扱い） 第２０９条の２　（略） ２　承認電源等保有者は、承認電源等に関し、業務規程第１４３条の規定による <u>連系線の混雑処理</u> がなされた場合であっても、 <u>連系線の混雑処理</u> に伴う出力等の抑制を行うことを要しないものとする。								
（緊急時の発電設備等の出力の調整） 第２２１条　混雑が発生した連系線に隣接する一般送配電事業者の供給区域の一般送配電事業者は、業務規程第１４３条から第１４３条の５までの規定による <u>混雑処理</u> を行うまでの間の電力系統の安定性を確保するため、必要に応じ、当該連系線の潮流を抑制する相殺潮流が流れるよう一般送配電事業者が調整力としてあらかじめ確保する発電設備等の出力の調整を行う。									（緊急時の発電設備等の出力の調整） 第２２１条　混雑が発生した連系線に隣接する一般送配電事業者の供給区域の一般送配電事業者は、業務規程第１４３条から第１４３条の５までの規定による <u>連系線の混雑処理</u> を行うまでの間の電力系統の安定性を確保するため、必要に応じ、当該連系線の潮流を抑制する相殺潮流が流れるよう一般送配電事業者が調整力としてあらかじめ確保する発電設備等の出力の調整を行う。								

附則（令和　年　月　日）

（施行期日）
本指針は、令和７年８月１日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。

電気事業法第28条の5第2項の規定による 監事の意見書

1. 監査の概要

電力広域的運営推進機関（以下「本機関」という。）の2024年度の財産目録、貸借対照表、損益計算書、事業報告書及び決算報告書（以下「財務諸表等」という。）について、理事会その他の会議に出席し、会計書類及び重要な決裁文書を閲覧及び調査し、本機関の理事等から職務の執行状況等について定期的に報告を受け、随時説明を求めること、及び監査室と内部監査結果について緊密な連携を図ることにより、監査を実施しました。

2. 意 見

2024年度の財務諸表等は、法令及び会計規程等の規定に基づき、本機関の当年度における財政状態及び経営成績を適正に表示しているものと認めます。

2025年5月21日

電力広域的運営推進機関

監事 古 城 春 実

監事 千 葉 彰

監 査 報 告 書

電気事業法（以下「法」という。）第28条の20第3項及び第28条の53第2項の規定に基づき、電力広域的運営推進機関（以下「本機関」という。）の2024年度に係る監査を実施した結果を以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査計画・監査方針を定めた上で、理事長、理事、監査室その他職員と意思疎通を図り、情報の収集及び監査環境の整備に努めるとともに、会計監査の分野及び業務監査の分野を中心に調査を行い、その結果を監事間で協議しました。

具体的には、3回の総会、55回の理事会その他の会議に出席し、議案、重要な決裁文書、経済産業大臣に提出する文書、会計帳簿、会計書類等を閲覧及び調査し、本機関の理事等から、職務の執行状況等（外部会計監査の導入に関するものを含む。）について報告を受け、随時説明を求めました。また、監査室と適時に情報連絡会議を実施し、内部監査結果について、緊密な連携を図りました。

以上の方法により、法令及び諸規程等の規定に従い、適正かつ効率的な業務の運営が行われているか等の観点から監査を実施しました。

2. 監査の結果

- (1) 本機関の業務運営は、法令及び諸規程等の規定に従って適正に実施され、理事会決議の内容は相当であると認めます。
- (2) 役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はないものと認めます。
- (3) 2024年度の「財務諸表等」（財産目録、貸借対照表、損益計算書、事業報告書及び決算報告書）は、法第28条の53第2項の規定に基づく監事の意見書のとおり本機関の財政状態及び経営成績を適正に表示しているものと認めます。

2025年5月21日

電力広域的運営推進機関

監事 古 城 春 実

監事 千 葉 彰